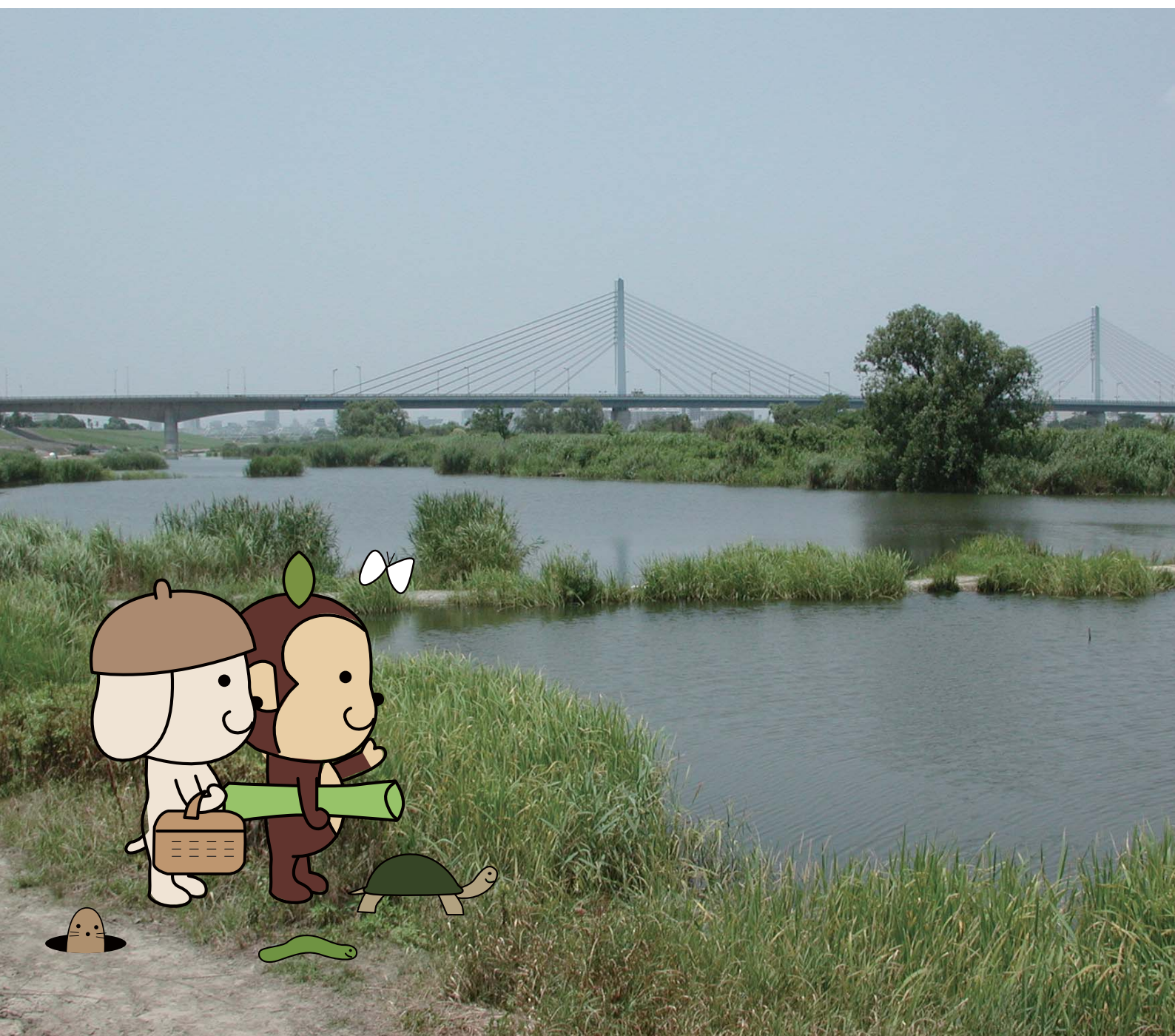


おおさかの環境

2010

～大阪府環境白書～



ごあいさつ



生物多様性は、食料をはじめとして、衣服、住居、医療などのあらゆる分野において、私たちに恵みをもたらし、私たちの生存基盤を支えてくれています。そうした生物多様性を保全するため、国連では2010年を「国際生物多様性年」と定め、去る10月には「生物多様性条約第10回締約国会議」(COP10)が名古屋市で開催され、国際的にも人類が手を携えて行動していく方策が話し合われました。

大阪でも、周辺山系や河川、大阪湾、身近な農空間のほか、都市の公園や緑地といったさまざまな場で、多くの生きものがくらしていますが、都市化が進むことにより、生きものの生息場所が限られており、人と自然のつながりも希薄になっています。このような大阪の生物多様性の状況を私たちひとりひとりが知り、生きものの生息環境に配慮した活動を拡大し、身近な自然環境を守り再生していくことが必要です。

大阪府では、様々な環境問題が、府域や府域を超えて関西、さらには地球規模で引き起こされている現状をふまえ、平成23年3月に新しい「大阪府環境総合計画」を策定するため作業を進めているところです。この中で、地球温暖化の防止、資源の循環的利用、生物多様性の保全、安全で健康的な暮らしの確保などについて、大阪府の環境施策に関する基本方針や具体的手順をお示しする予定です。

環境問題の解決に当たっては、行政はもとより府民や事業者のみなさまが環境問題を意識して力を合わせて取り組むことが必要です。この白書が、みなさまが大阪の環境の状況と大阪府の環境施策について理解を深め、環境問題の解決に向けて取り組んでいただく一助となれば幸いです。

大阪府知事
橋下 徹

目

次

巻頭特集

大阪エコライフ (生物多様性と私たちの暮らし編)	1
-----------------------------------	---

第1章 計画的な環境政策の推進

1 環境基本条例等の施行	1 2
2 環境総合計画の推進	1 3
3 環境総合計画の進行管理	1 3

第2章 大阪府の環境の状況と施策

ごみを減らし資源を活かすために	1 4
地球環境を守る地域社会に	1 6
きれいな空気、静かなまちに	2 0
きれいな水、潤いとやすらぎのある水辺に	2 2
化学物質を適正に取り扱うために	2 4
公害の苦情やその解決のために	2 5
豊かな自然との共生や文化が実感できるまちに	2 6
すべての主体が積極的に参加し行動する社会に	2 9

第3章 施策の進捗状況の評価と今後の方向性

1 主要課題の進捗状況及び今後の方向性	3 1
2 計画目標と達成状況※	3 3
3 大阪府環境審議会からの意見	3 4

巻末資料

1 平成21年度における環境の状況及び 講じた施策※.....	3 5
2 環境関連主要事業費(決算額)※.....	3 5
3 環境保全目標※.....	3 5
4 平成22年度において豊かな環境の保全及び 創造に関して講じようとする施策※.....	3 5
5 環境関係データ※..... (詳細データ編)※.....	3 5 3 6
6 環境用語解説	3 8

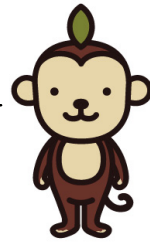
※印の内容は、「エコギャラリー～おおさかの環境ホームページ～」に掲載しています。

URL: <http://www.epcc.pref.osaka.jp/books/index.html>

巻頭特集 大阪エコライフ（生物多様性と私たちの暮らし編）

1. はじめに

表紙は、淀川の城北わんど群（大阪市）だよ。
自然豊かで、たくさんの生きものがいたね。



そのたくさんの生きものから、実は、私たちは普段の生活でも、
いろんなものをもらっているんだよ。



魚（海）



米（田んぼ）



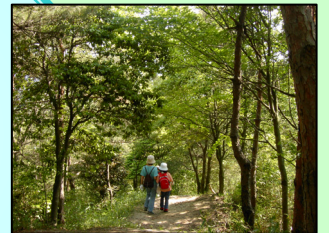
木材（森林）



薬（植物）

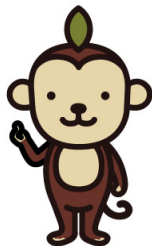


衣服（綿花）



癒やし（山）

私たちは、いろいろな生きものを、食品や薬、衣服、住居として利用しているんだ。それに、自然豊かな山に登って、元気をもらったり。私たちはさまざまな生きものの恵みに支えられて暮らしているんだ。



そういえば、いろんな生きものがあることって最近よく聞く「生物多様性」と関係があるのかな？

みなさんは「生物多様性」をご存知ですか？
今回の巻頭特集では、生物多様性と、その保全のために私たちが
くらしの中でできることについて一緒に考えていきましょう。

2. 生物多様性とは

■ そもそも「生物多様性」って何？

地球上には確認されているだけで約 175 万種、未知のものも含めると 3,000 万種もの生き物が生息しているとされています。これらの生き物は、それぞれに個性をもち、食う・食われる、花粉を運ぶといったさまざまな関係でつながりがあります。「生物多様性」とは、そのような生き物の「個性」や「つながり」を示す言葉です。※1

コラム1 生物多様性の3つのレベル

生物多様性には3つのレベルがあり、これらが複雑に絡み合っ、つりあいのとれた生物の多様性が維持されています。※2

1. 生態系の多様性

森林、里地里山、農空間、河川、湿原、干潟、サンゴ礁などいろいろなタイプの自然のことを指します。



生態系の多様性

2. 種の多様性

動植物から微生物にいたるまで、いろいろな種類の生き物がいることを指します。



種の多様性

3. 遺伝子の多様性

同じ種でも異なる遺伝子をもって、個体によって形や模様、生態などに多様な個性があることを指します。



遺伝子の多様性

■ 生物多様性がもたらす恵み

生物多様性は、食料をはじめとして、衣服、住居、医療、文化・芸術、環境・防災、経済産業の分野に至るまで、私たちに恵みをもたらし、私たちの「いのち」と「暮らし」を支えています。(図1)

例えば、私たちは様々な動植物から、穀物、野菜、果物、肉、魚介類などの食料を得ていますし、野生の種がもつ遺伝情報を活用して、品種改良も行っています。また、私たちの衣服の原料になる絹は蚕(かいこ)という虫が出す糸を原料にしていますし、住宅の材料として昔から木材を利用してきました。

もし生物多様性が失われると、このような恵みも失われ、私たちの「いのち」と「暮らし」がおびやかされることになります。※1、3

■ 生物多様性に迫る危機

現在、生物多様性はかつてない速さで失われていて、世界中で数多くの野生生物が絶滅の危機に瀕しています。世界では 17,291 種の野生生物が絶滅のおそれがあるとされています。※4

国内の野生生物では、図2の各分類で約 1 割~3 割強、計 3,155 種が絶滅のおそれのある種とされています。※5



図1 生物多様性がもたらす恵み

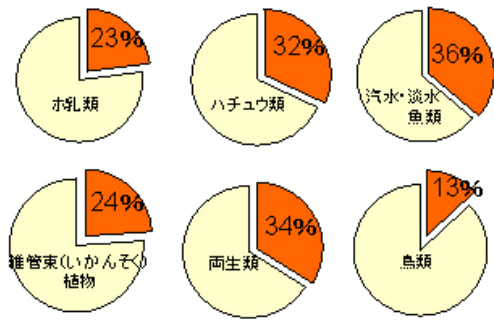
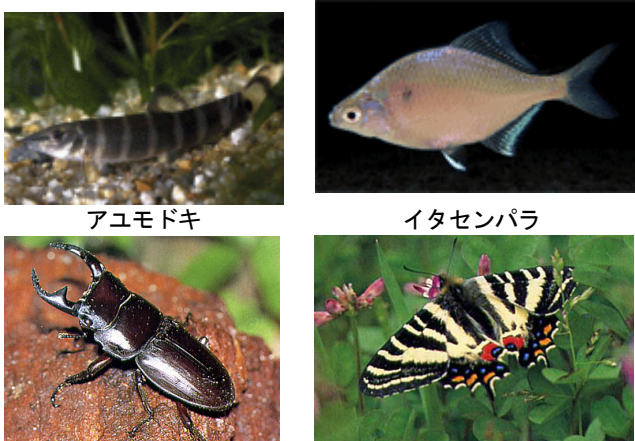


図2 絶滅のおそれのある日本の野生動物の比率

また、大阪府内の野生動物では、約1割にあたる896種が絶滅のおそれのある種とされており、淀川に生息するアユモドキやイタセンパラなどの野生動物が絶滅の危機に瀕しています。^{※6}



アユモドキ

イタセンパラ

オオクワガタ

ギフチョウ

写真1 大阪府で絶滅のおそれのある野生動物の例

これらの原因は、動物の乱獲や開発、里地里山などの手入れ不足、外来種の侵入、地球温暖化などが挙げられます(図3)。^{※3}



図3 生物多様性の危機

コラム2 生物多様性のもたらす恵み(医薬品編)

抗生物質のペニシリンが、元々アオカビから発見されたことをご存知の方は多いのではないのでしょうか。その他にも、解熱鎮痛剤のアスピリンは、ヤナギの樹皮の成分に解熱、鎮痛の効果が発見されたことから、これを手本に合成されています。^{※1}また、「タミフル」という名前でよく知られるインフルエンザ治療薬は、中華料理の香辛料、八角の成分を利用して作られています。世界で処方されている医薬品の約40%が自然界から得られた原料を使用しており、熱帯雨林からは難病とされていた病気の特効薬が数多く発見されています。

このように、私たちは医療分野でも生物多様性の恩恵を多く受けているのです。



写真2 八角(左)とヤナギ(右)

コラム3 生物多様性に関する世界のうごき

1992年に開催された地球サミット(国連環境開発会議)で、生物多様性条約が採択されました。

今年は国連の定めた「国際生物多様性年」で、10月に名古屋市で開催された「生物多様性条約第10回締約国会議」(COP10)では、国際的に生物多様性を保全するための合意がいくつかなされました。隣接する会場では「生物多様性交流フェア」が開催され、11万8千人を超える人で賑わいました。^{※7}



写真3 COP10併設イベント「生物多様性交流フェア」の様子

3. 私たちの生活と生物多様性

■大阪の食文化と生物多様性

かつて大阪は「天下の台所」と呼ばれ、日本の食文化を支えてきました。現在でも、大阪は「くだおれ」の街とよばれるように食文化が豊かです。

そこで、食べ物に焦点を当てて、食べ物からみた私たちの生活と生物多様性の関わりについてご紹介しましょう。



図4 「雑喉場魚市」(『撰津名所図会 4下 大坂部』より)



写真4 くだおれの街・道頓堀通り(大阪市中央区)

大阪の食文化の中でも代表的な食べ物のひとつといえば「お好み焼」。このお好み焼きと生物多様性はどのような関係があるのでしょうか。

お好み焼きで使われる主な材料をあげてみましょう。図5のように、多くの材料が使われていることがわかります。また、ソースには砂糖や味噌、野菜や果物、香辛料などが含まれ、マヨネーズは主に植物油脂と酢、卵から作られます。

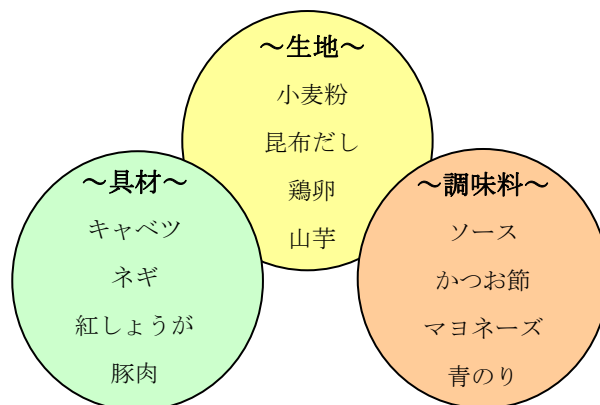


図5 お好み焼きの材料

これらの材料が作られる過程までみると、さらに多くの種類の生きものが関わっています。例えば、豚肉を作るためには、えさとして大量の穀物が必要です(図6)、その穀物を作るためには肥料が必要です。肥料の中でも、有機肥料は、植物から作られたり、動物のふんに微生物の働きを利用して作られます。

様々な生きものを利用していること、それはつまり生物多様性の恩恵を受けているということですが、お好み焼きをひとつとっても、非常に多くの生きものが関わっていることから、私たちの生活に生物多様性がどれほど密接に関わっているかがわかります。

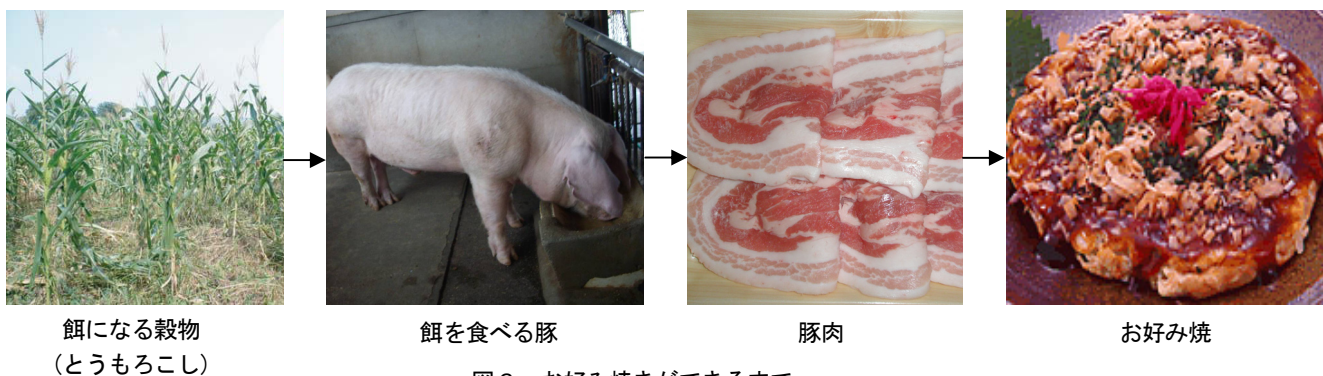


図6 お好み焼きができるまで

コラム4 なにわの伝統野菜

け まきゅうり こつまなんきん てんのうじかぶら
毛馬胡瓜、勝間南瓜、天王寺蕪、…皆さんはこれらの野菜がどのようなものかお分かりでしょうか？
これらは「なにわの伝統野菜」とよばれているものの一部です。

かつて大阪には大阪独特の野菜が多数ありました。しかし、戦後、農産物の生産性をあげるための品種改良や食生活の洋風化が進み、地域独特の歴史や伝統を持つ品種が影をひそめるようになりました。

近年、こうした伝統ある野菜を見直そうという機運が高まり、復活しつつあります。常設の販売店もありますので、なにわの伝統野菜を味わい楽しむことで、生物多様性の恵みを感じるのもいいのではないのでしょうか。



毛馬胡瓜

勝間南瓜

天王寺蕪

写真5 なにわの伝統野菜

なにわの伝統野菜

検索



<http://www.pref.osaka.jp/nosei/naniwanonousanbutu/dentou.html>

■食生活が生物多様性に与える影響

一方、私たちの食生活が生物多様性に影響を与えることもあります。

お菓子やインスタント食品、マーガリンなどの食品のほか、洗剤や化粧品などの日用品の原料として使用されている植物油にパーム油があります。パーム油はアブラヤシから採れる油のことで、その需要は世界全体で伸び続けています。アブラヤシは主に熱帯地域で栽培されており、その農園を開発するために熱帯雨林が伐採され、野生動物が生息地を失う危機にさらされています。パーム油を

国内で生産できない日本は、輸入に依存しており、日本で使われている製品の中には、熱帯雨林を伐採して生産されたパーム油が、少なからず含まれている可能性があります。

パーム油を扱う企業には、自然環境と地域住民の暮らしに配慮したパーム油の生産を目指したRSPO（コラム5参照）に参加しているところが出てきています。*8、9



写真6 アブラヤシ農園

コラム5 RSPO*8、9

RSPOは、「持続可能なパーム油のための円卓会議」の略で、パーム油生産者や製油会社、パーム油を利用する会社など、パーム油に関連する様々な関係者が参加し、自然環境を保全し、地域住民の権利を尊重しながら持続的なパーム油の生産・利用を探ろうと設立された国際的なNGO（非政府組織）です。環境に配慮して生産されたパーム油の認証などの活動をしており、世界で394のメンバーが参加し、日本からは9社が参加しています（2010年11月現在）。

4. 私たちができること^{*10, 11}

これまで見てきたように、近年、生物多様性が失われつつあり、今まさに生物多様性の保全を進めるべく日本としても積極的に取り組んでいこうとしています。

そこで、私たちが日常の生活の中で気軽にできる取り組みをご紹介します。

その1 食料や衣服がどこでどのようにして出来ているかを考えてみよう！

今回は、お好み焼きを例に説明しましたが、食材や衣服など、これはどこで、どうやって生産されているのかなど考え、現在のようにたくさん“モノ”を消費する生活を見直していきましょう。

コラム6 大阪府の食料自給率^{*12}

食料自給率とは、国内の食糧消費が、国内の農業生産でどの程度賄えているかを示す指標です。

日本全体のカロリーベースの食料自給率は、昭和40年度の73%から大きく低下し、平成21年度で40%です。

大阪府のカロリーベースの食料自給率は、平成20年度概算値で2%と低い数値となっています。

私たちの食生活は、周辺地域や外国からの輸入に大きく依存しています。

その2 地元で取れた旬の食材を食べよう！

旬の食材は、自然本来の季節の中で、その時期にだけ得られる恵みです。特に、地元でとれた食材を食べること、すなわち地産地消は、地域の自然に関心を持てるようになりますし、地域の生産者の支援にもつながります。



水なす

泉だこ

写真7 大阪でとれた食材

その3 生物多様性に配慮した製品を応援しよう！

現在、生物多様性への配慮を消費者に伝える様々な取組みが広がってきています。

消費者として、食材や商品を購入するとき、このような取組みに理解を深め、生物多様性の保全を応援しましょう。

コラム7 生物多様性に配慮した認証ラベル

MSCマークは持続的に魚を食べ続けることができるように、海洋の自然環境や水産資源を守って獲られた水産物に与えられる認証エコラベルです。^{*13}

FSCマークは、木材・木材製品が環境・社会・経済のすべての側面に配慮したFSCの厳しい基準に従い、適切に管理された森林から出されたものであることを示します。^{*14}

このような認証制度が民間主導によって取り組まれており、エコラベルを貼った水産物や林産物の流通が始まりつつあります。



写真8 MSCマーク認証製品



写真9 FSCマーク認証製品

コラム8 国産木材の利用

木材自給率が20%強の日本は、需要の大半を海外の森林で伐採された木材に依存していますが、国産の木材を住宅の柱や土台、梁などに用いるなど、積極的に利用する企業も現れています。国産木材の利用は、森林の適切な管理・間伐がもたらす豊かな植生と環境調節サービスの向上につながるほか、海外の貴重な自然林を守ることも期待できます。

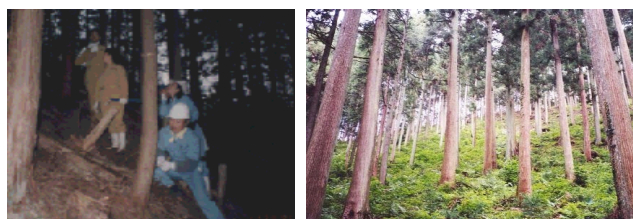


写真10 放置され過密となった人工林での間伐（左）と持続可能な管理をされた森林（右）

～大阪府内産の木材で作った製品～

全国の都道府県の中で最も森林面積が少ない大阪ですが、府内産の木材を利用した製品があります。

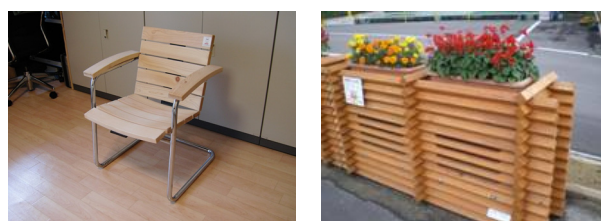


写真11 大阪府内産のイスとプランター

河内材

検索



<http://www.pref.osaka.jp/midori/midori/g-10kawachizai.html>

その4 近所で自然を発見しよう！

都市部にも、公園、庭、森、街路、川など変化に富んだ環境があり、身近なところに多様な自然が息づいています。

歩いたり、自転車に乗って季節の変化を楽しみましょう。ひょっとしたら、歩道の片隅に見たこともないようなきれいな花や珍しい昆虫が見つかるかも知れません。



シジュウカラ

トノサマガエル

写真12 大阪でよく見かける生きもの

コラム9 チリメンモンスター*15、16

みなさんは、チリメンジャコに変わった形の生きものが混じっているのを見たことはありませんか？その生きものは一見怪獣のようにも見え、チリメンモンスター、略してチリモンと呼ばれています。

スーパーで売られているチリメンジャコに混じっていることもありますし、きしわだ自然資料館やきしわだ自然友の会などチリモンを体験するイベントを行っているところもあります。こうしたイベントに参加することによって、生物の多様性に触れることができます。



写真13 チリメンモンスター

その5 イベントに参加してみよう！

自然観察会や野鳥の探鳥会、里山の保全活動など楽しく参加できるイベントがたくさんありますので、ぜひ参加してみましょう。参加、体験し、そして、参加者同士の交流を通して生物多様性の大切さの理解も深まるでしょう。



写真14 自然観察会

その6 身近なみどりを増やそう！

家庭菜園や、プランターで草花を育ててみてはどうでしょうか。チョウやとんぼや野鳥が四季に応じて訪れるはずです。どんな小さなみどりでもさまざまな生きものの生息・生育地になります。あなたも生きもののアドプト（里親）になってみませんか。



写真15 植栽活動

～ペットを飼っている人へ～

ペットを飼えなくなったからといって安易に捨てないで下さい。捨てられたペットが野生化して地域固有の生態系に影響を与え、生物多様性を大きく傷つけることがあります。大阪府ではアライグマやミドリガメ等の外来種が増加しており、特にアライグマは、農作物等への影響が大きいことから問題となっています。ペットは最後まで責任を持って飼いましょう。



アライグマ



ミドリガメ

写真16 外来種

私たちができることをまとめたよ。



～私たちができること 6か条～

- その1 食料や衣服がどこでどのようにして出来ているかを考えてみよう！
- その2 地元で取れた旬の食材を食べよう！
- その3 生物多様性に配慮した製品を応援しよう！
- その4 近所で自然を発見しよう！
- その5 イベントに参加してみよう！
- その6 身近なみどりを増やそう！

コラム10 市街地と生物多様性

街の中の緑は生きものにすみかや移動経路を提供するとともに、私たち人間にも安らぎや落ち着きをもたらしています。ここでは2つの事例を紹介します。

都会の真ん中に里山を再現

大阪市北区の新梅田シティには、日本の原風景である里山を手本とした「新・里山」が整備されています。敷地面積は約8,000㎡で、コナラやクヌギなど外来種を中心とした樹木が97種も植えられ、草花や野菜畑も配置されています。剪定した枝や除草した草などは堆肥化し敷地内で利用され、またできるだけ農薬を使わないなど環境に配慮されています。



2010年に「新・里山」の調査で確認された野鳥は20種、昆虫は25種で、近くの公園より多く、オオルリやウグイスなどが飛来するなど、都心部でも豊かな生態系が育まれています。

「新・里山」の整備に関わっている積水ハウス株式会社の担当の方にお話をうかがうと「最初の整備には人は関わりますが、後はできるだけ自然界にまかせています。ホンモノの自然はそれ自体に力を持っています。地元の子もたちや近所の人々が自然を観察しによく訪れるようになりました。」ということでした。

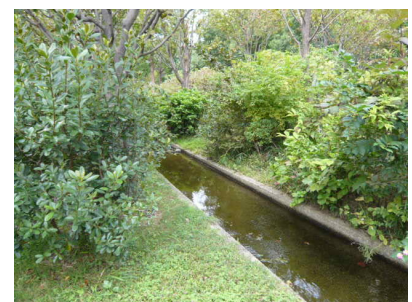
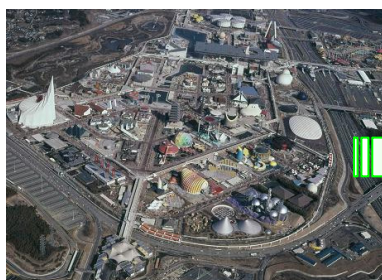


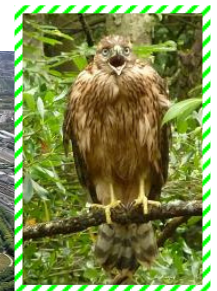
写真17 新・里山

万博の森の復元

1970年に開催された大阪万博から40年が経ち、その跡地である万博公園は緑豊かな森に生まれ変わりました。今では里山の生態系の頂点に君臨するオオタカが営巣し、都会には珍しくニイゼミが多く見られるなど豊かな生態系が形成されています。（オオタカの営巣環境保全のため、営巣期間中は立入禁止区域が設定されています。）



1970年万博開催当時



現在の万博公園の様子と今年確認されたオオタカの幼鳥

写真18 万博公園（吹田市）

5. おわりに

「生物多様性」と聞くと何やら難しそうな響きですが、大切なのは生きものがつながり合いながら生きていて、私たちもそれらからたくさんの恵みを受けて生きているということです。

ご飯を食べられることや服を着られることは、当たり前で、永遠のものだと考え、つい生物多様性に対する自らの責任を忘れがちになります。

生物多様性を保全するためには、私たち全員の参加と心がけが重要です。

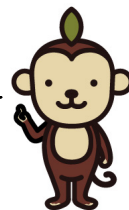
前章でご紹介した取組みは気軽にできるものばかりです。

地元で取れた旬の食材を味わったり、自宅に植えた草花を求めてチョウやとんぼがやって来ることを喜んだり、イベントで知り合った人と生きもののお話をしたり。生物多様性を意識しながらそういったくらしを楽しむ心持ちで、生物多様性の保全に取り組んでみてはいかがでしょうか。

大阪にも、下の写真のように、いろいろな場所にいろいろな生きものがいて、生きものとのつながりを感じることができます。

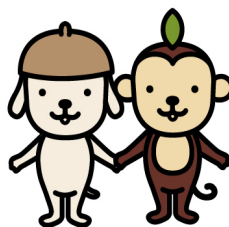
「生物多様性」は難しいようですが、そんなあなたの手持ち次第で、ぐっと身近な存在になるでしょう。

「生物多様性」って、いろんな生きものがいてそれらがつながり合っていることを言うんだね。生物多様性に私たちの生活は支えられているんだ。



私たちも生物多様性のことをしっかり考えて、生物多様性を保全するために、自分たちができることから始めてみよう。そして、周りの人にも教えてあげよう。

みんなで守ろう
生物多様性！



地球のいのち、つないでいこう

生物多様性

■参考文献

【出典】(※印)

- 1 生物多様性国家戦略 2010 パンフレット「いのちは支えあう」
http://www.biodic.go.jp/biodiversity/lib_pamphlet/pamphlet.html
- 2 JICA地球環境部 生物多様性～人と自然との共存～、「なんとかしなきゃ！プロジェクト 見過ごせないー55億人」ホームページ
http://nantokashinakya.jp/references/episode/biodiversity/episode_01.html
- 3 外務省ホームページ
「わかる！国際情勢 Vol.46 地球に生きる命の条約～生物多様性条約と日本の取組み」
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/pr/wakaru/topics/vol46/index.html>
- 4 2009年版「レッドリスト」(国際自然保護連合(IUCN)) IUCN日本委員会ホームページ
http://www.iucn.jp/protection/species/redlist_table.html
- 5 環境省版レッドリスト(2006～2007)、生物多様性国家戦略2010(環境省編)
- 6 大阪府レッドデータブック
<http://www.epcc.pref.osaka.jp/biodiv/files/reddata/index.html>
- 7 外務省ホームページ
「生物多様性条約第10回締約国会議の開催について(結果概要)」
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/seibutsu_tayosei/cop10_gk.html
- 8 WWFホームページ
<http://www.wwf.or.jp/activities/2009/04/687930.html>
- 9 WWF「アブラヤシ、大豆と熱帯雨林：生命の戦略」
- 10 生物多様性市民ネットワークホームページ
<http://www.5actions.jp/>
- 11 生物多様性かんさいホームページ
<http://sites.google.com/site/kansaibiod/home>
- 12 農林水産省
<http://www.maff.go.jp/j/zyukyu/index.html>
- 13 MSC(海洋管理協議会)ホームページ
<http://www.msc.org/jp>
- 14 FSCジャパンホームページ
<http://www.forsta.or.jp/fsc/>
- 15 きしわだ自然資料館ホームページ
<http://www.city.kishiwada.osaka.jp/site/shizenshi/>
- 16 きしわだ自然友の会ホームページ
<http://k-tomo.web.infoseek.co.jp/>

【図】

- 1、3 外務省ホームページ
「わかる！国際情勢 Vol.46 地球に生きる命の条約～生物多様性条約と日本の取組み」
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/pr/wakaru/topics/vol46/index.html>
 - 2 環境省自然環境局 生物多様性センターホームページ
<http://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/index.html>
 - 4 大阪市立図書館蔵
 - 6 【豚の写真】
大阪府立農芸高等学校提供
- おわりに 下段
環境省ホームページ
「「生物多様性」のコミュニケーションワードについて」
<http://www.env.go.jp/nature/biodic/commu-word/index.html>

【写真】

- はじめに 【菜(植物): ヤナギ】
府営公園大泉緑地提供
- 1 【オオクワガタ、ギフトチョウ】
Editみのお2003 ホームページ
(箕面市教育委員会教育推進部学校教育課教育センター)
<http://www.city.minoh.lg.jp/~data/E-MACHI/sakuhin/konchu/01.html>
 - 2 【八角】
ネスレ日本株式会社「Maggi Feel Food Cooking」提供
<http://www.recipe.nestle.co.jp/from1/cook/word/ha/hakkaku.html>
- 【ヤナギ】
府営公園大泉緑地提供
- 4 大阪まちなみ百景
 - 6 サラヤ株式会社提供
 - 8 海洋管理協議会(MSC)日本事務所提供
 - 9 【FSCロゴマーク】
FSC日本推進会議準備局提供
 - 12 (財)三菱UFJ環境財団「生き物から見た 大阪の自然」～大阪の環境指標種100～
 - 13 きしわだ自然友の会提供
 - 18 (独)日本万国博覧会記念機構提供
- おわりに 下段
【カンサイタンポポ】
(財)三菱UFJ環境財団「生き物から見た 大阪の自然」～大阪の環境指標種100～



第1章 計画的な環境政策の推進

豊かな環境の保全と創造に向けて、環境基本条例に従い各種の条例・規則等を制定し、関係法令と併せて適正に運用するとともに、「大阪21世紀の環境総合計画」に示した基本方向等に基づき各種の施策を総合的かつ計画的に推進しています。

1 環境基本条例等の施行

○環境基本条例（平成6年3月）

「人のこころがかよいあう豊かな環境の保全と創造」をめざして、生活環境、自然環境、都市環境、地球環境に係る施策を総合的かつ計画的に推進しています。

○循環型社会形成推進条例（平成15年3月）

再生品の普及促進や不適正処理の根絶など循環型社会の形成に向けた施策を推進しています。

○温暖化の防止等に関する条例（平成17年10月）

事業活動における温室効果ガス及び人工排熱の排出抑制や建築物の省エネルギー等の環境配慮など、地球温暖化防止及びヒートアイランド現象の緩和に向けた施策を推進しています。

○生活環境の保全等に関する条例（平成6年3月）

土壌汚染に関する規制等について、土地の履歴調査制度等の充実を図るとともに、平成21年4月に改正された土壌汚染対策法との整合を図るため、平成22年3月に条例改正を行いました。

揮発性有機化合物の排出抑制を図るとともに、化学物質の適正な管理の促進にかかる事項等について、平成20年4月から施行しています。

また、自動車NO_x・PM法の排出基準を満たさないトラック・バス等の流入車規制を21年1月1日から実施(8ナンバーは10月1日開始)しています。

○水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例（昭和49年3月）

府民の健康を保護し、又は生活環境を保全することを目的として、汚濁物質の排出を抑制するため、法の排水基準に代えて府域で適用する排水基準を定めています。平成20年3月に水生生物保全を図るための亜鉛の排水基準の強化等を行っています。

○自然環境保全条例（昭和48年3月）

「大阪府自然環境保全地域」等の府内に残された貴重な自然環境の保全に努めるとともに、自然環境の回復及び活用、緑の創出並びに生物多様性の確保に向けた取組みを推進しています。平成17年10月には、ヒートアイランド現象の緩和を図るため、建築物の敷地等における緑化の促進を目的とした改正を行い、平成18年4月から施行しています。

○環境影響評価条例（平成10年3月）

規模が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれのある事業について、環境保全への適正な配慮がなされるよう、事業者が事業の前に実施した環境影響評価及び事後調査の審査を行っています。

○景観条例（平成10年10月）

11箇所の景観計画区域（平成22年11月に4箇所の景観計画区域を追加指定）内で、大規模建築物等を対象にした届出制度に基づく指導等を行っています。また、新たな景観計画区域の指定について検討しています。

○文化財保護条例（昭和44年3月）

条例に基づき指定された史跡、名勝、天然記念物を保護するため、整備、保存修理、保護増殖等への助成や開発地における文化財を保護するため、開発関係者に対して指導を行っています。

○放置自動車の適正な処理に関する条例（平成16年3月）

府民の安全で快適な生活環境の保全及び地域の美観の維持を図るため、府所有地・管理地内の放置自動車の適正かつ迅速な処理を行っています。

2 環境総合計画の推進

平成 14 年 3 月に策定した「大阪 21 世紀の環境総合計画」に基づき、「豊かな環境都市・大阪」の構築の実現に向け、「平成 22 年度において豊かな環境の保全及び創造に関して講じようとする施策」をとりまとめ、諸施策を推進しています。また、計画の進行管理として、進捗状況を可能な限り数値化したうえで、大阪府環境審議会に報告・意見聴取を行い、公表しています。

3 環境総合計画の進行管理

「豊かな環境都市・大阪」の実現に向けた着実な行動のため、P D C A (Plan-Do-Check-Action) サイクルによる進行管理・点検評価システムを導入しています。

【立案段階 (Plan)】

環境基本条例に掲げられた基本理念や、環境総合計画で掲げられた中長期的な目標などを施策等の方針とし、毎年度の施策実施プログラムとして環境基本条例第 10 条第 2 項により、講じようとする施策を府議会に報告するとともに公表しています。

【実施・運用段階 (Do)】

環境基本条例第 7 条の施策の基本方針及び環境総合計画の施策の展開方向を踏まえながら、様々な施策や事業を実施・運用しています。

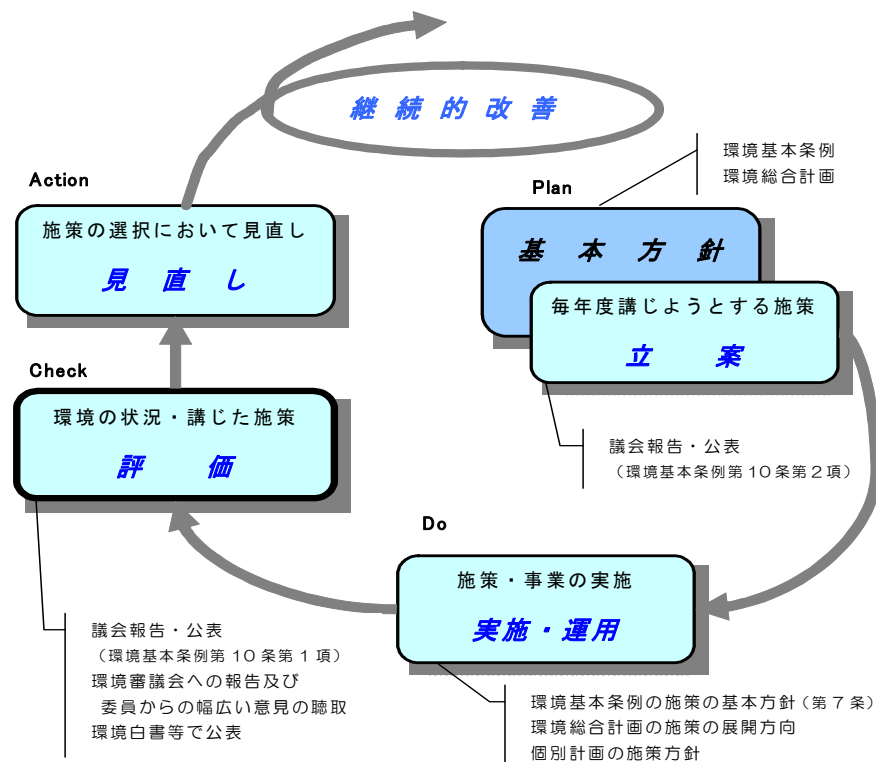
【評価段階 (Check)】

環境基本条例第 10 条第 1 項により、毎年度、環境の状況と豊かな環境の保全及び創造に関して講じた施策を府議会に報告するとともに公表しています。また、府環境審議会からの意見を聴取し、その内容を環境白書で公表しています。

【見直し段階 (Action)】

評価等をもとに、必要に応じ、施策の内容や選択について見直しを行います。

大阪 21 世紀の環境総合計画の進行管理について



第2章 大阪府の環境の状況と施策

ごみを減らし資源を活かすために

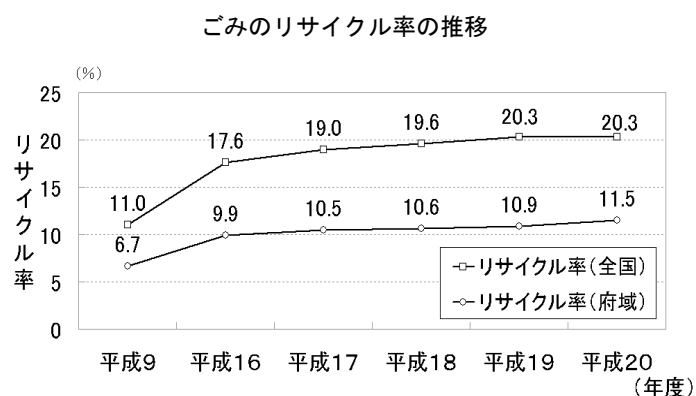
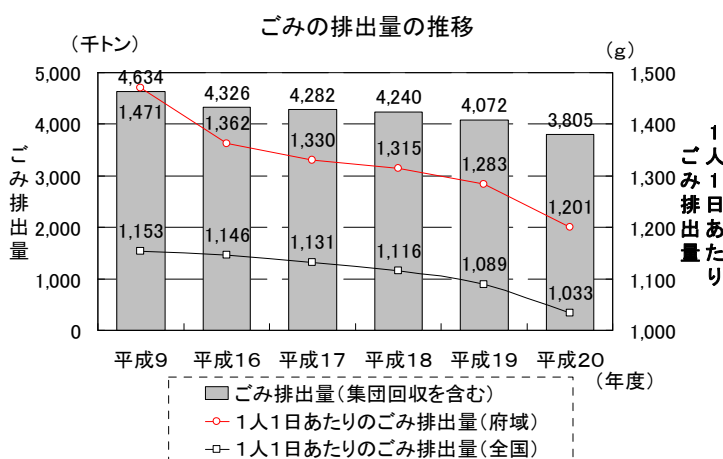
～廃棄物の減量化・リサイクルや適正処理など～

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会から脱却し、生産・流通・消費・廃棄の各段階において廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用を進めることにより、持続的発展が可能な循環型社会を目指します。また、廃棄物の適正な処理を促すことにより、府民の健康で文化的な生活を確保します。

ごみ(一般廃棄物)

府域における一般廃棄物の排出量、一人一日あたりの排出量等は減少傾向に、リサイクル率は向上傾向にあります。

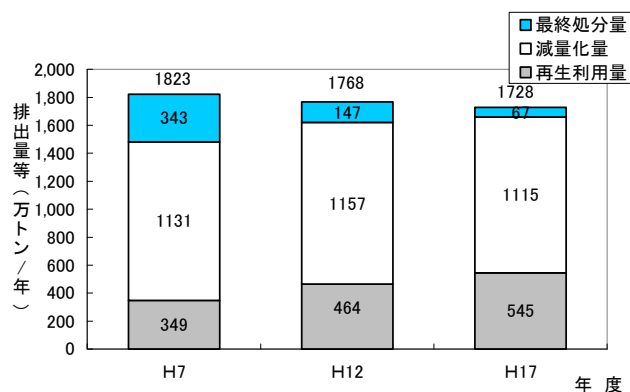
しかし、全国的に見ると、一人一日あたりの排出量、リサイクル率等の状況はワースト1となっています。その要因としては、事業系一般廃棄物の排出量が多いことなどが考えられます。



産業廃棄物

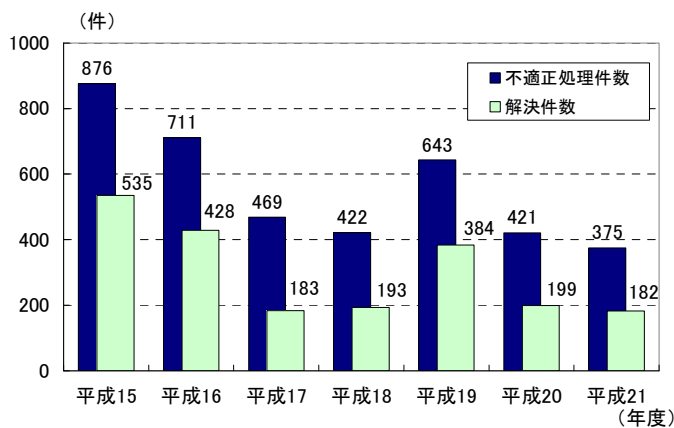
平成17年度に府域から排出された産業廃棄物は、1,728万トンとなっています。再生利用量は545万トンであり、最終処分量は67万トンとなっています。

産業廃棄物の排出量と再生利用率の推移(大阪府)



また、産業廃棄物の野外焼却・野積み・不法投棄等の不適正処理は、小規模な事案が大半であるものの依然として多発しており、また、その手口が悪質・巧妙化しています。

産業廃棄物の不適正処理件数



廃棄物の減量化・リサイクルの推進

循環型社会を形成するため、リサイクルや廃棄物の発生抑制、適正処分のための基本的な方向を示した「大阪府廃棄物処理計画」（平成 19 年 3 月改定）に基づき、平成 22 年度までに廃棄物の最終処分量を概ね半減（平成 9 年度比）させることを目指します。

○ごみの減量化とリサイクルへの取り組み

住民団体、事業者団体、市町村、大阪府などにより組織された「大阪府リサイクル社会推進会議」において、リサイクル管理票制度、エコショップ制度の普及、NO!! 包装キャンペーンの実施、リサイクルフェアの開催など、ごみの減量化・リサイクルに取り組んでいます。

○リサイクル製品の普及促進

環境にやさしいリサイクル製品の普及により、リサイクルを促進するため、府内で発生した廃棄物（循環資源）を使用したリサイクル製品をなにわエコ良品（大阪府認定リサイクル製品）として認定しています。

大阪府では、これらのリサイクル製品の率先購入に取り組むほか、なにわエコ良品を手軽に購入できるよう、平成 22 年 4 月 1 日に、大阪府監修のなにわエコ良品専門のインターネットショップを開設しました。

大阪府認定リサイクル製品

府内で発生した廃棄物（循環資源）を使用し、府内の工場で製造した製品で、一定の基準に適合するものを大阪府知事が認定します。



このマークが目印です。

○家電品などの適正なリサイクルの推進

テレビ、エアコンなどの家電 4 品目については、再生資源業者を活用し、消費者の負担軽減を図る「家電リサイクル大阪方式」を推進しています。また、容器包装リサイクル法や自動車リサイクル法などのリサイクル関連諸法による適正なリサイクルを推進しています。

○「大阪府エコタウンプラン」の推進

平成 17 年 7 月に国から承認された「大阪府エコタウンプラン」を推進するため、関係自治体とエコタウン事業者による推進協議会において、国内外からの各リサイクル施設への見学者を受け入れるとともに、展示会への出展等を通じて、エコタウンに関する情報の発信に努めています。

廃棄物の適正な処理の推進

○産業廃棄物の不適正処理の根絶

産業廃棄物の野積みや野外焼却等の不適正処理の未然防止を図るため、排出事業者や処理業者に対し、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付の徹底等による産業廃棄物の適正処理を指導するとともに、土地所有者等への土地の適正管理等の啓発・指導を行っています。

また、廃棄物処理法と循環型社会形成推進条例を効果的に運用し、不適正処理の迅速な解決を図っています。



産業廃棄物の不適正処理現場

○放置自動車対策の推進

「大阪府放置自動車の適正な処理に関する条例」（平成 16 年 3 月制定）に基づき、府の所有地・管理地に放置された自動車の所有者究明を行い、判明した所有者に自主撤去の指導を行うとともに、所有者不明の場合には迅速・適正な処分を行うなど放置自動車の撲滅に努めています。

○PCB廃棄物対策

PCB 廃棄物の適正な処理を推進するため、事業者にも適正保管・処理を指導するとともに、日本環境安全事業株式会社による PCB 廃棄物の広域処理を促進しています。また、国と都道府県が拠出した基金を通じて、中小企業が負担する PCB 処理費用を軽減しています。

私たち一人ひとりができること

- 本当に必要なものかよく考えてから購入しましょう。
- 「エコショップ」を利用したり、ごみ減量化・リサイクルに配慮した商品や再生資源を使用した商品を購入しましょう。
- 買い物袋を持参し、包装紙や袋は辞退しましょう。
- びん、缶、ペットボトル、牛乳パックやトレー、卵パックなどは捨てずにリサイクルに協力しましょう。

地球環境を守る地域社会に

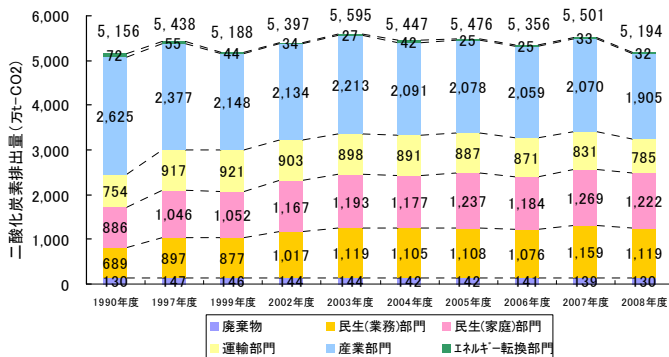
～地球温暖化やヒートアイランド対策など～

現在、地球の温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨など地球的規模の環境問題の進行とともに、ヒートアイランド現象のような大都市・大阪特有の環境問題も顕在化しています。次代を担う子どもたちに豊かな環境を引き継ぐために、わたしたち一人ひとりが身近な環境を守ることが地球環境の保全につながるということを認識し、行動していくことが必要です。

温室効果ガスの排出量

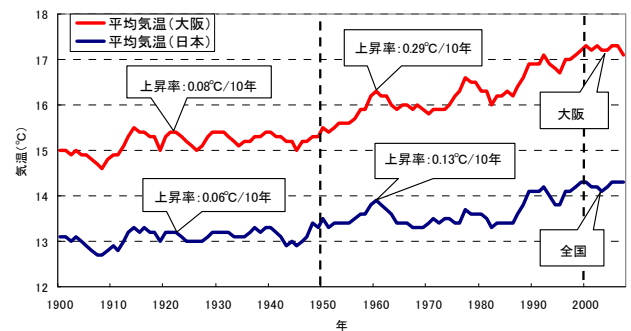
地球温暖化の原因となる温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロンなど）の2008（平成20）年度の府内における排出量は、1990（平成2）年度から8.4%減少しています。また、温室効果ガス排出量の9割以上を占める二酸化炭素の排出量は5,194万トンで、1990（平成2）年度から0.7%増加していますが前年度から減少しています。大阪府では、2010（平成22）年度の温室効果ガス排出量を1990（平成2）年度から9%削減することを目標に、省エネルギー対策の推進や新エネルギー等の普及促進などの取組みを進めています。

大阪府内の二酸化炭素排出量の推移

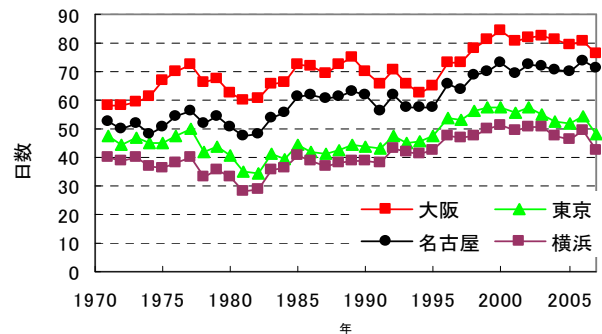


(注)1. 排出量は、各年度の全国の電力排出係数を用いて算定している。
2. 四捨五入の関係で、各欄の合計と合計の値が一致しないものがある。

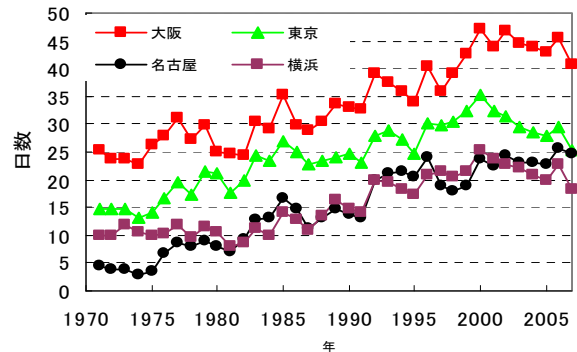
大阪・全国における年平均気温の推移
(5年移動平均)



大都市における真夏日数
(5年移動平均)



大都市における熱帯夜数
(5年移動平均)



【真夏日】日最高気温が30°C以上の日のこと。
【熱帯夜】夜間の最低気温が25°C以上の日のこと。

ヒートアイランド現象の状況

大阪では、過去100年間で平均気温が2.1°C上昇し、全国平均の1.0°Cを大幅に上回っており、この差の1.1°Cがヒートアイランド現象の影響と考えられています。

また、真夏日、熱帯夜の日数もここ30年間で著しく増加しており、平成21年は真夏日が73日（平成20年：71日）、熱帯夜が27日（平成20年：42日）でした。

地球温暖化対策の推進

「大阪府温暖化の防止等に関する条例」に基づき、事業活動における温室効果ガスや人工排熱の計画的な排出抑制対策を推進するとともに、建築物の省エネルギー等の環境配慮を推進しています。

対策の一層の普及促進を図るため、同条例の規定に基づき、温暖化防止の模範となる特に優れた取組みを行った事業者を「おおさかストップ温暖化賞」として、環境配慮の模範となる建築物を「大阪サステナブル建築賞」として表彰しています。

また、「大阪府庁エコアクションプラン地球温暖化対策大阪府庁実行計画」（平成17年9月策定）に基づき、府の事務事業においても温室効果ガスの排出抑制に努めています。

さらに、家庭や企業における省エネルギー行動を促進するため、毎月16日を「ストップ地球温暖化デー」とするとともに、普及啓発の拠点となる「大阪府地球温暖化防止活動推進センター」や地球温暖化防止活動推進員と連携して、府民に対する環境情報の提供や家庭・学校などでの啓発活動を実施しています。



ストップ地球温暖化デー ポスター

家庭でできる取り組み10項目		
取り組み	年間CO ₂ 削減量	年間節約額
冷房の温度を1℃高く、暖房の温度を1℃低く設定する	約33kg	約1,800円
週2日往復8kmの車の運転をひかえる	約184kg	約9,200円
毎日5分間のアイドリングストップを行う	約39kg	約1,900円
待機電力を50%削減する	約60kg	約3,400円
シャワーを1日1分家族全員が減らす	約69kg	約7,100円
毎日風呂の残り湯を洗濯に使いまわす	約7kg	約4,200円
毎日、ジャーの保温を止める	約34kg	約1,900円
家族が同じ部屋で過ごし、暖房と照明の利用を2割減らす	約238kg	約10,400円
毎日買い物袋を持ち歩き、省包装の野菜を選ぶ	約58kg	—
テレビを見る時間を1日1時間利用を減らす	約14kg	約800円

出展：全国地球温暖化防止活動推進センター<2007.4改訂版>

○大阪版カーボン・オフセット制度推進事業

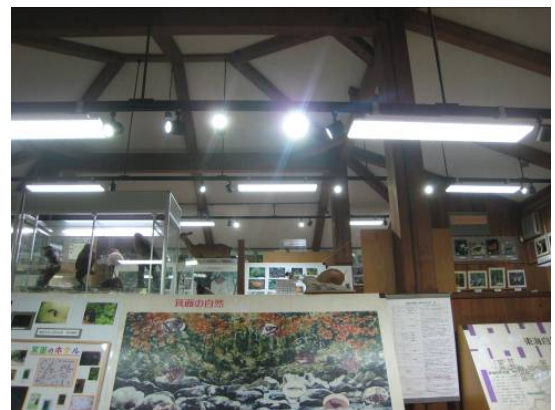
温室効果ガス排出削減クレジットの売り手（中小事業者）のシーズと買い手（大規模事業者等）のニーズをマッチングする大阪独自のカーボン・オフセット制度を構築し、中長期の温暖化対策に不可欠な中小事業者の温室効果ガス排出削減対策を推進しています。

○民間事業者省CO₂設備導入支援事業

大阪府グリーンニューディール基金を活用し、民間事業者が高効率ボイラーやLED照明等の省CO₂設備を導入する際の資金の一部を補助することにより、民間事業者の地球温暖化対策を推進しています。

○自然公園のLED等省エネ照明の率先導入事業

大阪府グリーンニューディール基金を活用し、明治の森箕面国定公園の中核施設であるビジターセンターにおいて、省エネ効果の高いLED照明器具を率先導入しました。これにより、CO₂の排出を削減するとともに、府民への地球温暖化防止の意識啓発に繋がっていきます。



箕面ビジターセンターのLED照明

環境に配慮したエネルギー利用の促進

○エコ燃料実用化地域システム実証事業

自動車の二酸化炭素排出削減策として有効なバイオエタノール3%混合ガソリン（E3）の普及拡大を図るとともに、E3よりさらに大幅な二酸化炭素削減効果の見込める高濃度バイオ燃料（E10等）への導入に向けた実証事業を実施しています。

現在、E3については18か所で一般販売中です。高濃度バイオ燃料については、知事公用車をはじめ34台のE10対応車を用いて走行実証を実施しています。



知事公用車（E10対応車）の納車式

○燃料電池自動車普及促進事業

水素は、次世代のクリーンエネルギーとして注目されており、水素を燃料とする燃料電池は、環境対策、さらには産業振興の面から普及が期待されています。大阪府は、平成16年度から公用車に燃料電池自動車（FCV）を率先導入し、府内の各種イベントに参加して、試乗会等を実施するとともに、在阪の産学官13団体で構成する「おおさかFCV推進会議」（事務局：大阪府）の活動を通じて、水素・燃料電池の普及啓発を行っています。

また、国の「水素・燃料電池実証プロジェクト」を推進するため、平成19年度に設置された大阪府庁と関西国際空港の2か所の水素ステーションの活用や、燃料電池車いすやカートなど各種燃料電池機器の実証実験への協力を行っています。



燃料電池自動車と水素ステーション

○バイオマスの利活用の推進

生物由来の有機性資源であるバイオマスの利活用は、地球温暖化対策として注目されています。平成16年3月に「森林バイオマス利用推進行動計画」を策定し、公共事業での木材の利用促進をはじめ、木質ペレット化によるエネルギー利用の推進を行うなど、森林から得られる間伐材などの利用を進めています。

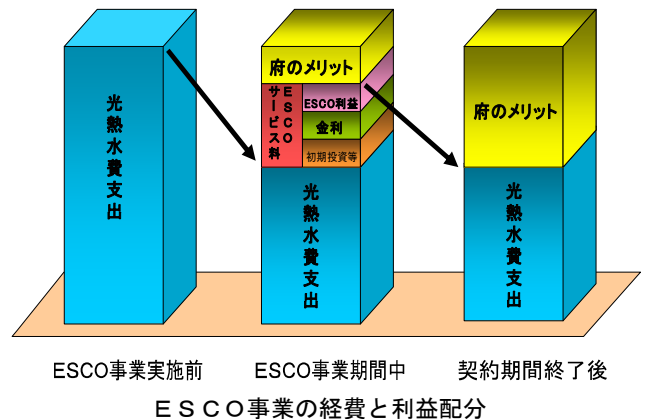
また、平成18年3月に「大阪府バイオマス利活用推進マスタープラン」を策定し、多岐にわたるバイオマスの利活用を総合的に進めています。

○民間資金活用型ESCO (Energy Service Company) 事業の推進

民間の資金・ノウハウを活用して、既存の庁舎・病院などの省エネルギー化改修を図り、省エネにより削減された光熱水費の一部で改修費用を償還するとともに、残余を府の経費削減効果とする事業であり、大阪府が全国自治体で初めて事業を開始しました。

初期投資を行うことなく、省エネによる環境対策や光熱水費削減が図れます。

自己資金型ESCO事業を含めると、平成22年4月時点で、母子保健総合医療センターや男女共同参画・青少年センターなど20施設でESCO契約しており、二酸化炭素削減量は約1万3千トン-CO₂/年（計画値）に達しています。



オゾン層保護対策の推進

オゾン層を破壊し、地球温暖化にも影響を及ぼすフロンガスの排出を抑制するため、「フロン回収・破壊法」や「自動車リサイクル法」に基づきフロン類回収業者の登録を行うとともに、立入検査の実施などにより、フロン類の回収を徹底しています。

ヒートアイランド対策の推進

平成 16 年 6 月に、2025 年までに住宅地域の熱帯夜数を 3 割削減することなどを目標とした「大阪府ヒートアイランド対策推進計画」を策定し、建築物の敷地や屋上の緑化促進、校庭の芝生化、高反射塗装、透水性舗装、下水高度処理水や農業用水などを活用した打ち水、雨水利用の促進、公園緑地の整備など、総合的かつ計画的に施策を推進しています。

平成 21 年度は、これまで実施してきた「モデル事業」の成果を活用し、「ヒートアイランド対策ガイドライン」の普及に取り組みました。

大阪市中心部のモデル街区（大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺街区）においては、国の補助事業を活用した民間事業者によるヒートアイランド対策の集中的な取組みを大阪市、地球温暖化防止活動推進センターと連携して促進しています。

産学官民の連携組織である「大阪ヒートアイランド対策技術コンソーシアム」においては、対策技術の研究・普及などに取り組んでいます。

また、自然環境保全条例に基づき、一定規模以上の敷地における建築物の新築、増改築を行う建築主に対し緑化を義務付け、温暖化の防止等に関する条例に基づき、事業者の事業活動に伴う人工排熱の抑制や、建築物の新築、増改築を行う建築主にヒートアイランド対策を促進しています。

さらに、地元市、NPO 等と連携して、北大阪地域や東大阪市の荒本などにおいて、下水高度処理水や雨水を利用した打ち水の取組みなど、エコアクションの実践を呼びかける啓発活動を実施しました。



ジオ千里桃山台



株式会社大西本社ビル



八尾市立リサイクルセンター

おおさか優良緑化賞 大阪府知事賞（3施設）



打ち水の様子

私たち一人ひとりができること

- 自らの行動スタイルを見つめなおしてみましょう。
- 買い物や外出は、自転車や公共交通機関を利用しましょう。
- 水を出しっぱなしにするのはやめましょう。
- テレビやあかりなどのつけっぱなしはやめましょう。
- エコマーク商品や省エネ型商品などグリーン商品を選びましょう。
- 冷房温度は 28 度、暖房温度は 20 度を目安にしましょう。
- 環境保全活動に参加してみましょう。

きれいな空気で、静かなまちに

～大気環境の保全、騒音対策など～

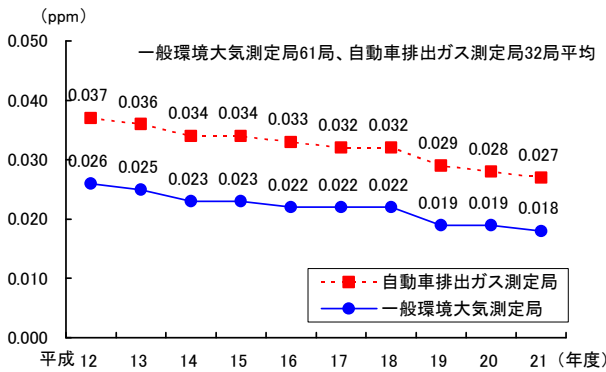
きれいな空気で、静かなまちを目指して、新たな手法も取り入れながら、環境保全の取組みを進めています。特に、私たちの生活に便利な自動車による大気汚染や騒音・振動が社会問題となっており、府民、事業者、民間団体、行政が互いに協力して、さまざまな対策を進めていくことが求められています。

大気・騒音の状況

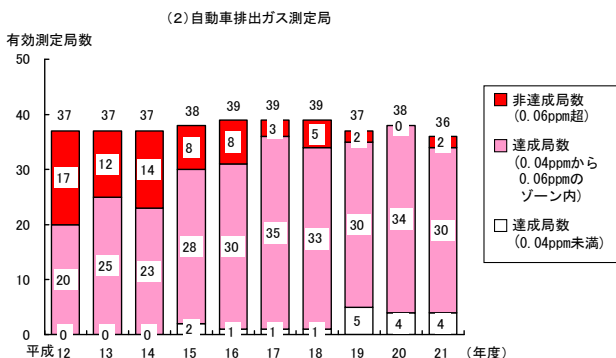
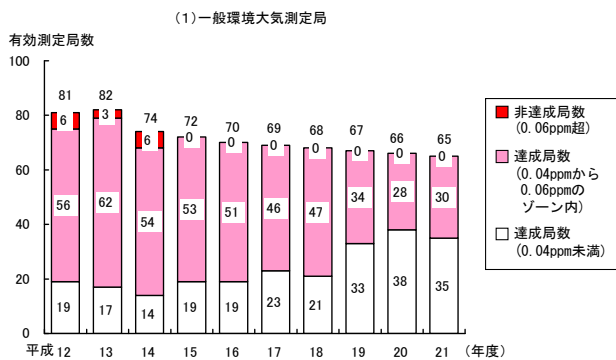
○二酸化窒素（NO₂）

年平均濃度は緩やかな改善傾向にあり、平成21年度の環境保全目標達成率は、一般環境大気測定局で7年連続100%、及び自動車排出ガス測定局で94.4%でした。

二酸化窒素濃度（年平均値）の推移



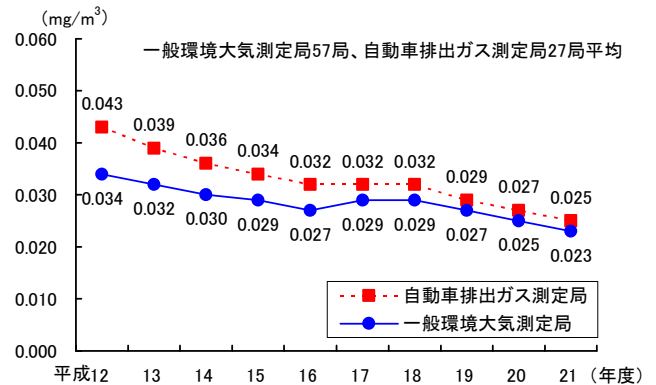
二酸化窒素の環境保全目標達成状況の推移



○浮遊粒子状物質（SPM）

年平均濃度は緩やかな改善傾向にあり、平成21年度は、平成20年度に引き続き、一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局の全ての測定局で環境保全目標を達成しました。なお、平成21年9月に新たに環境基準が設定された微小粒子状物質（PM_{2.5}）については、今後測定体制を整備していきます。

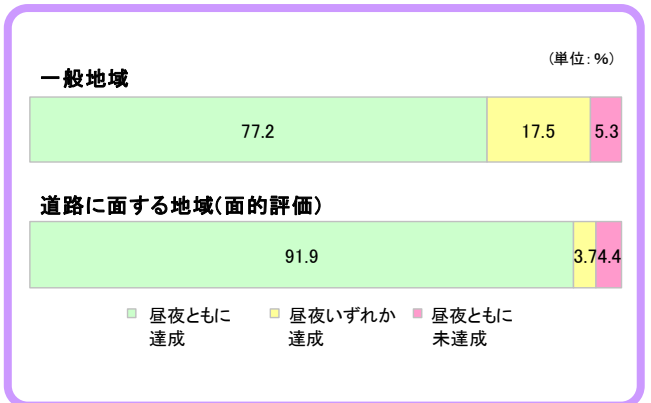
浮遊粒子状物質濃度（年平均値）の推移



○騒音の状況

平成21年度の環境保全目標の達成率は、一般地域では77.2%、道路に面する地域では91.9%でした。

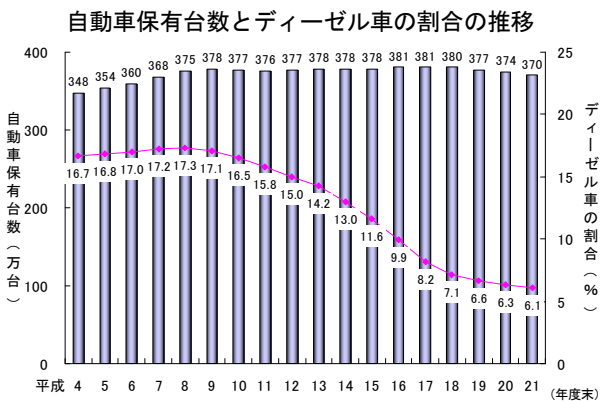
騒音に係る環境保全目標達成状況（平成21年度）



自動車排出ガス対策

府域の自動車保有台数は約 370 万台と、平成 17 年度をピークに減少傾向にあり、環境負荷の大きいディーゼル車の割合も、平成 8 年度をピークに減少しています。

二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境保全目標達成に向けて、平成 15 年 7 月に「大阪府自動車NO_x・PM総量削減計画」を策定し、低公害車などの普及促進やグリーン配送など、ディーゼル車を中心とした対策を推進しています。また、生活環境の保全等に関する条例により、車種規制が適用されていない対策地域外からの流入車規制を、平成 21 年 1 月から実施しています。



○低公害車などの普及促進

天然ガス自動車などの低公害車普及のため、府の公用車への率先導入、大阪府の本庁駐車場における低公害車の駐車料金割引制度などに取り組んでいます。

さらに、排出ガス性能が良く二酸化炭素排出量の少ない多様なエコカーの普及拡大に向けて、大阪自動車環境対策推進会議において、包括的な戦略である「大阪エコカー普及戦略」を平成 21 年 12 月に策定しました。



電気自動車

○グリーン配送の推進

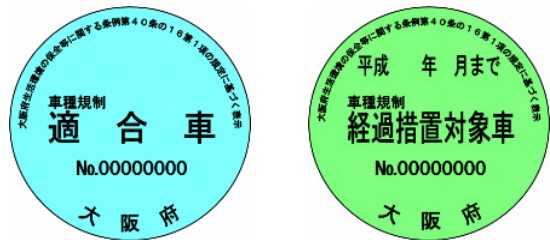
大阪府が購入する物品についてグリーン配送（物品の配送にあたり環境負荷の少ない車を使用すること）を導入するとともに、民間事業者へ普及拡大させるため、「大阪グリーン配送推進運動」を進めています。

○事業者に対する指導の強化

自動車NO_x・PM法に基づき、30 台以上の自動車を使用する事業者から提出のあった自動車使用管理実績報告書などにより、低公害車の導入・車両走行量の削減や環境にやさしい運転（エコドライブ）の取組みを指導しています。

○流入車対策の推進

総量削減計画の目標である二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境保全目標の確実な達成を図るため、平成 21 年 1 月 1 日から、自動車NO_x・PM法の排出基準を満たさないトラック・バス等が府域の対策地域を発着地とする運行を規制しています。



適合車等標章（ステッカー）

騒音・振動対策

○自動車騒音・振動対策

遮音壁や低騒音舗装の敷設などの道路構造対策や最高速度規制などの交通流対策など、関係機関の連携のもと実施しています。

地球温暖化対策としても期待される間伐材を有効活用した「木製低層遮音壁」



○近隣騒音対策

深夜におけるカラオケ装置などの音響機器の使用を原則として禁止しているほか、商業宣伝を目的とした拡声機の使用について制限を設けています。また、ピアノや自動車の空ぶかしなどの生活騒音の防止のための啓発などに努めています。

私たちが一人ひとりができること

- 通勤・通学には電車・バスを利用しましょう。（毎月 20 日は「ノーマイカーデー」です。）
- より低公害な自動車に乗り換えましょう。
- おだやかなアクセル操作や無用なアイドリングの停止など、エコドライブを心がけましょう。
- 夜間、早朝のテレビ、オーディオなどの音量はできるだけ小さくしましょう。
- ピアノなどの楽器の練習は窓を閉め、時間帯に気をつけましょう。

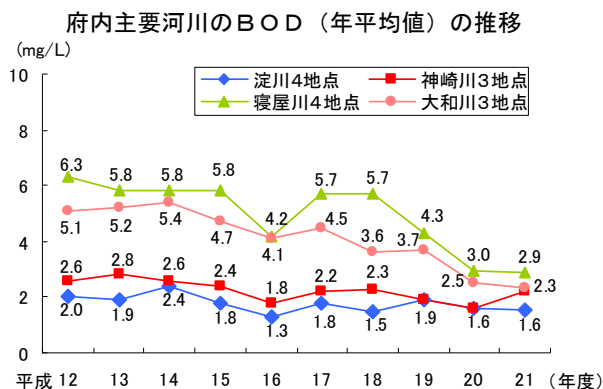
きれいな水、潤いとやすらぎのある水辺に

～水循環の再生、水環境の保全など～

自然の大きな水循環は、水の汚れを浄化するとともに、豊かな水の流れを生み出します。水循環の再生や潤いとやすらぎのある水辺環境を保全・創造するために、水質の改善はもとより、より一層の水源のかん養や水の効率的な利活用などに取り組む必要があります。

河川的环境

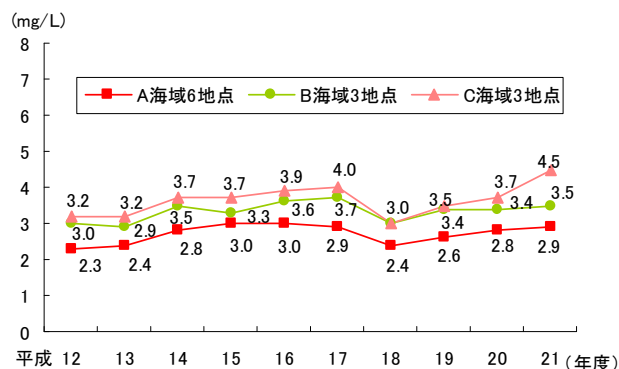
河川の水質は全体的に改善の傾向がみられます。河川の汚れ具合を示すBOD（生物化学的酸素要求量）の環境保全目標達成率は、平成21年度は82.5%と前年度に引き続き、調査開始以来最高の達成率となりました。



海的环境

海（大阪湾）の汚れ具合を示すCOD（化学的酸素要求量）の値は長期的には概ね横ばいで、依然として、環境保全目標未達成の地点があります。平成21年度のCOD環境保全目標達成率は40.0%でした。要因としては、河川などからの汚濁物質の流入に加えて、窒素・りんなどの栄養塩の流入による湾内での植物プランクトンの増殖がCODを増加させることが考えられます。

大阪湾のCOD（大阪府測定点・表層年平均値）の推移



水循環の再生

〇雨水利用の促進

雨水を活用したまちづくりを推進するため、「おおさかレインボウふるじょくと！」を推進し、平成17年度から3年間、府民、NPO等と協働で雨水利用のモデル事業を実施しました。現在は、モデル事業の成果を活用し、市民団体及び市町村等と連携を図り、雨水タンクの設置促進や出前講座の実施等、より広く府民への普及啓発を行っています。

これらの取組みは、ホームページなどで広く情報発信し、雨水利用の普及啓発を進めています。



保育園での環境学習

〇寝屋川流域水循環系の再生

「寝屋川流域水循環系再生構想」（平成15年6月策定）を基に、寝屋川流域の水質・水量の回復を図るための短期的施策として、地域住民などとの連携により10年間で流域全体でのBOD5mg/Lを目標とする「第二期水環境改善緊急行動計画」（清流ルネッサンスⅡ）を平成16年5月に策定しました。

主な施策内容は、下水道の整備促進、高度処理の推進、合流式下水道の改善、下水高度処理水や他河川からの導水、多自然浄化、ヘドロの浚渫などです。

○健全な水循環の構築に向けた取り組み

見出川において、水質の改善や、健全な水循環の再生をめざし、見出川流域水循環再生協議会（平成 19 年度設立：地元市民団体、小学校、学識経験者、行政等で構成）が中心となって、水循環再生計画を策定するとともに、清掃活動や普及啓発を実施しています。



見出川の清掃活動

水環境の保全

○生活排水対策

『洗剤 お風呂 洗い物 ちょっとの工夫できれいな川に』 台所、風呂、トイレなどから出る私たちの生活排水が河川や海を汚す主な原因となっています。

このため、下水道の整備や合併処理浄化槽の設置促進などを進めるとともに、2月を生活排水対策推進月間と定め、各家庭での一人ひとりの取り組みを呼びかけています。

⇒（右欄）「私たち一人ひとりができること」参照。

くらしの汚れはどれくらい？

汚れのもと ()内の量を捨てたら	魚がすめる水質(BOD:5mg/L程度) にするために必要な水の量は風呂 おけ何杯分(風呂おけ1杯 300L)
使用済みの油(20ml) 	20杯分
中濃ソース(15ml) 	1.3杯分
みそ汁(180ml) 	4.7杯分
牛乳(200ml) 	11杯分

参考資料：環境省「生活排水読本」

○下水道の整備

生活排水を適切に処理する主要な対策として、下水道の整備を推進しています。平成 21 年度末現在の下水道普及率は府内全体で 93.7%となっています。

○浄化槽整備事業の推進

生活排水対策やトイレの水洗化による生活環境の改善に効果的な浄化槽の設置を促進するため、個人が浄化槽を設置する際の費用の一部を助成する「浄化槽設置整備事業（個人設置型）」及び市町村が主体となって各戸に浄化槽を設置し、住民から使用料を徴収して管理運営する「浄化槽市町村整備推進事業（市町村設置型）」を実施する市町村に対して、引き続き府費補助金を交付するなど、より一層の浄化槽整備を図っています。

○大阪湾の再生

「大阪湾再生推進会議」（国と関西 10 府縣市等により構成）において策定された「大阪湾再生行動計画」に基づき、海の環境の回復に向けて、漁業者やNPO等と連携した「魚庭（なにわ）の海づくり大会」や藻場の造成等の取り組みを実施しています。

また、大阪湾の汚濁機構の解明や、多様な主体の参画による環境モニタリングネットワークの構築のため、産官学民が連携して「大阪湾再生水質一斉調査」を実施しています。

さらに、将来を担う子どもたちに大阪湾の環境の大切さを引き継ぐことをテーマに、大阪湾沿岸 23 自治体で構成する「大阪湾環境保全協議会」において平成 20 年度に作成した「大阪湾かるた」等を用い、参加型の普及啓発事業を実施しています。



大阪湾かるた

私たち一人ひとりができること

- 食べ残しや飲み残しが出ないように、料理は必要な分量を作り、食器には食べきれ（飲みきれ）分だけを入れましょう。
- 食器や鍋の汚れは紙などで拭き取ったり、ヘラでかき取ってから洗いましょう。
- 調理くずや食べ残しが流れてしまわないように水切り袋などを使いましょう。

化学物質を適正に取り扱うために

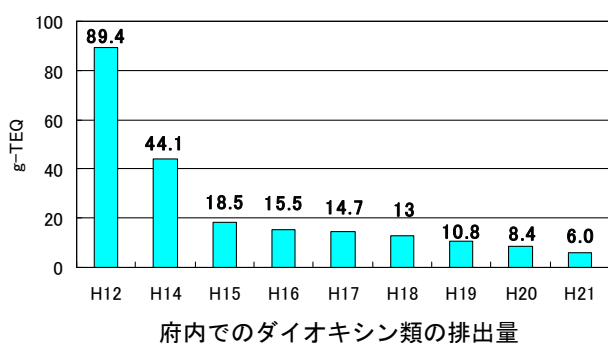
～自主管理の促進、汚染の調査・対策など～

私たちのまわりでは、多くの化学物質が使用され、便利な生活を与えてくれる一方、取り扱い方をまちがえると、環境中に大量に放出され、思わぬ環境汚染を引き起こす場合があります。こうしたことにならないよう、排出規制や汚染の調査・対策を進めるとともに、事業者自らも化学物質を適正に管理することで排出を抑制していくことが重要です。

ダイオキシン類対策

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、工場・事業場の立入検査を実施して、ダイオキシン類の排出量削減対策の徹底を指導するとともに、大気、水質などの状況を調査しています。

平成 21 年度における府内でのダイオキシン類の排出量は 6.0g で、環境保全目標の達成率は大気、海域水質・底質、地下水、土壌が 100%、河川水質が 95.5%、河川底質が 97.0%でした。



土壌・地下水汚染対策

○土壌・地下水汚染対策

土壌・地下水汚染による府民の健康への影響を防止するため、「土壌汚染対策法」と「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づき、土壌・地下水汚染に関する調査や対策が適切に行われるよう土地所有者などに対する指導を行っています。平成 22 年 3 月に上記条例を改正し、汚染区域の指定の二区分化や、汚染土壌の搬出規制の追加などを行いました。

○地盤沈下対策

地盤沈下を未然に防止するため、地盤沈下観測所で地下水位・地盤沈下量を常時監視するとともに、府内の地下水採取量の把握と適正な採取の指導を行っています。

アスベスト対策

○アスベスト飛散防止対策

中皮腫や肺がんなどの原因と言われているアスベストから府民の健康を守るため、「大気汚染防止法」、「生活環境の保全等に関する条例」に基づく建築物解体作業現場などの立入検査や、府有施設における吹付アスベストの除去などの対策を進めています。

また、府内における大気環境中のアスベスト濃度の実態調査や、アスベストの健康影響などの調査を実施するとともに、アスベスト対策のホームページやリーフレット配布を通じて、府民への情報提供を行っています。



アスベスト解体現場パトロール

○府有施設のアスベスト対策

アスベストによる健康被害を防ぐため、府有施設において使用されている吹付けアスベストの除去対策を進めるとともに、空気環境測定等の定期点検を実施しています。

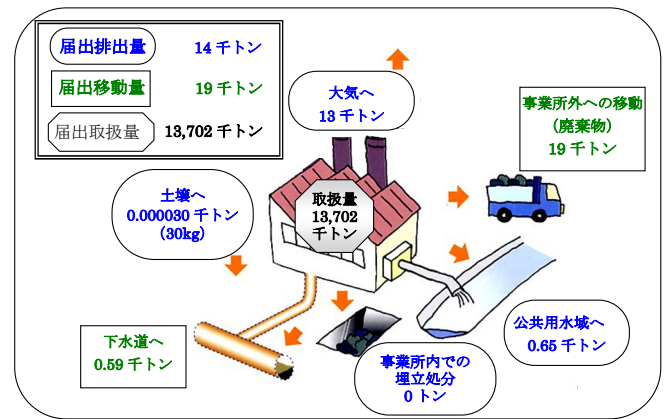
○民間建築物アスベスト対策の促進

吹付けアスベスト等が使用されている建築物について、順次、立入検査を実施し、劣化等により、衛生上著しく有害となる恐れがあると認められる場合には、建築基準法に基づき、所有者等に対して、除去等必要な措置を講じるよう指導しています。

化学物質に係る自主的管理の改善の促進

「PRTR法」に基づく化学物質の排出量等の届出とともに、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づき、平成21年度から取扱量等の届出を開始し、事業者による化学物質の自主的管理を促進しています。

平成20年度の府域におけるPRTR法と府条例による化学物質の届出排出量は14,114トンでした。また、PRTR法による化学物質の届出排出量と届出外排出量の合計は19,642トンで、全国の約4.0%を占めていました。

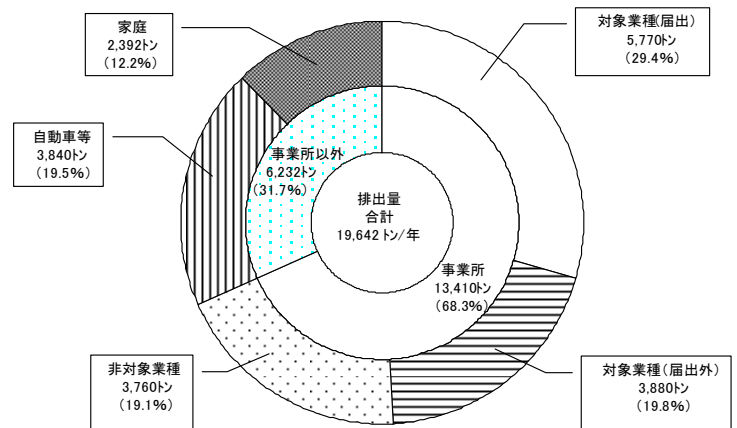


府域における化学物質の届出排出量・移動量・取扱量
(平成20年度分のPRTR法及び府条例による届出集計結果)

PRTR

PRTR (Pollutant Release and Transfer Register) とは、人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質の環境中への排出量などを把握するしくみです。

事業者は自ら化学物質の管理を行うとともに、排出量・移動量を把握して国に届け出ます。国は届出データの集計・届出以外の排出量の推計を行い、公表しています。

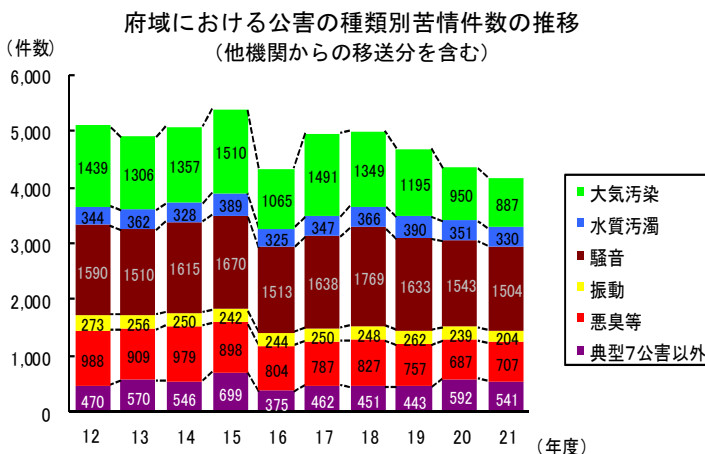


府域における化学物質の排出量
(平成20年度分のPRTR法による届出排出量及び届出外排出量の合計)

公害の苦情やその解決のために

○大阪府域における苦情の状況

公害等調整委員会の公害苦情調査結果によると、依然として公害に関する多くの苦情が市町村等に寄せられています。



○公害審査会

公害に関する紛争の解決手段の一つとして大阪府には公害審査会が設置されています。公害審査会は弁護士及び学識経験者で構成され、典型七公害に係る紛争を解決するため、あっせん、調停、仲裁を行っています。

豊かな自然との共生や文化が実感できるまちに

～都市と自然が共生する魅力ある地域づくりなど～

自然や歴史・文化、景観は、地域の魅力を決めるバロメーターであり、府民、事業者、民間団体、行政といったすべての主体の協働のもと、これらを守り、育て、活用して、都市と自然が共生した個性的で魅力あふれる地域の実現を目指します。

種の多様性の保全

府域には1万種を超える生物が生息・生育していると予想され、中には、北摂山系に棲む特別天然記念物のオオサンショウウオや淀川のわんどに棲む天然記念物のイタセンパラなどもあります。種の多様性の保全のため、イタセンパラなどの希少種の保護・増殖技術の開発や淀川のわんどにおける密漁などに対するパトロールなどの保護活動を行っています。



淀川のわんど

〇ビオトープの保全・創出

いきものが生息する空間(ビオトープ)を確保し、創造するため、湿地の保全を進めるなどビオトープの保全・回復・創出や、ビオトープの基本的な考え方、適用事例を紹介し、普及・啓発に努めています。

貴重な自然の保全

府域に残された貴重な自然環境を有する自然環境保全地域やミドリシジミ類の蝶(通称ゼフィルス)、ラン科植物など貴重な動植物が生息・生育する緑地環境保全地域について適正な保全・管理を図っています。

森林環境の保全

地球温暖化防止や生物多様性確保など、森林の公益的な役割に対する府民の期待が一層高まっている

ことから、治山事業や造林事業などの森林整備対策を推進する一方、アドプトフォレストによる企業参加の森づくりや、おおさか「山の日」を通じて府民協働による森林整備を進めるなど、多様な主体の連携・協働による森づくりを推進しています。

また、生駒山系花屏風構想の取組みを推進しています。大阪の市街地から見渡せる生駒山系を屏風に見立て、府民との協働で花木や紅葉の美しい樹木を植樹し、府民に愛される自然資源として整備することにより、森林への関心を高めるとともに、放置森林問題への理解を深めてもらいます。



植栽活動の様子

自然環境の保全と創出

〇自然公園の整備・管理

明治の森箕面国定公園、金剛生駒紀泉国定公園などの自然公園における自然景観、生態系の保全や“自然とのふれあいの場”の創出のため、自然公園施設の整備・管理を行っています。

〇「共生の森」づくりの推進

府民やNPOなど多様な主体との協働により、大阪府堺臨海部の廃棄物最終処分場(堺第7-3区)での大規模な森林・ビオトープ空間などの自然環境の創出再生を目指した「共生の森」の整備に向け、森づくり活動などを進めています。

自然環境とのふれあいの場の活用

○オアシス整備事業・いきいき水路整備事業

地域の貴重な環境資源であるため池を、水と緑に包まれたオアシスとして総合的に整備するなど、地域の快適な環境づくりを推進しています。

また、農業用水路の改修においても、防災対策を実施するとともに親水護岸や水生植物帯などを設け、周辺小学校の環境学習の場としての活用など、地域が一体となった水辺環境づくりを推進しています。



オアシス整備事業
狭山副池（大阪狭山市）



小学生による活動の様子
長瀬川（八尾市）

緑豊かなまちづくりの推進

「みどりの風を感じる大都市」の実現に向けた今後のみどり施策の推進方向や実現戦略を示すため、「みどりの大阪21推進プラン」及び「大阪府広域緑地計画」の2計画を統合し、「みどりの大阪推進計画」を平成21年12月に策定し、府民が実感できるみどりづくりに取り組んでいます。

周辺山系やベイエリアの豊かな自然が街をつつみ、それらの自然が河川や道路を軸として街へと導かれ、そして街の中でも都市公園をはじめとする緑の拠点が緑道や街路樹などでつながられている「みどりのネットワーク」を形成します。

特に、「みどりのネットワーク」において、効果的にクールスポットを形成するため、海と山が近接し、海陸風が吹いている大阪の地形特性とみどりが持つクーリング効果を活かして、河川や道路などの空間、その周辺をみどりでつなぐことによる「みどりの風の軸」の形成を目指します。

そのため、主要道路や河川を軸に、実感できるみどりを増やすため、沿線の民有地を含めた区域を「みどりの風促進区域」として定め、軸となる道路等への緑化の重点化、沿線の民有地における都市計画上の規制緩和等による緑化誘導、府民や企業等との協働等による緑化の推進により、都市施設等と民有地とが一体となった緑化空間を重点的に創出します。

また、民有地のみどりの保全、創出のため、建築物緑化促進制度の推進や、助成事業による新たなみどりの創出に努めています。

○民間施設等のみどりづくり

緑化スペースの確保が困難な都市部の緑化の推進を図るため、地域のモデルとなる公共性・公開性のある民間施設の接道部・屋上・壁面などの緑化や学校の運動場を芝生化するなどの地域緑化活動に対して助成をおこなっています。また、地域の人々が協働して行う緑化活動などへの樹木の配付や、学校や道路等の緑化への活用を目的とした、小中学校での花苗育成活動の支援（みんなで育てる花いっぱいプロジェクト）など多様な都市緑化の普及・啓発に努めています。

○都市公園の整備・管理

都市内の身近な緑地であり、自然の拠点である都市公園の面積は、平成20年度において、4,541haで、府民1人あたり5.2m²となり、全国平均の9.5m²を下回っています。このため、環境学習や憩い、やすらぎの場や、生きものとふれあえる場の創出のため、都市公園の整備・管理を行っています。

農空間の保全と活用

農空間の持つ防災、景観形成、環境保全などの公益的機能を保全していくため、平成20年4月施行の「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」に定める農空間保全地域制度に基づき、農業者、府民が一体となった農空間の保全と活用に取り組んでいます。

○農空間保全地域制度の推進

都市農業と農空間の公益的機能の発揮、府民の健康的で快適な暮らしの実現、安全で活気と魅力に満ちたまちづくりを目標に、多くの府民が公益的機能を実感し、その恩恵を享受できるよう、遊休農地の利用促進を図ります。このため、農道や用水路などの整備により、耕作条件の改善を図るとともに、遊休農地の貸し借りによる農地の利用促進など、農空間の保全と活用を進めていきます。



学習農園づくり 喜志地区（富田林市）

美しい景観づくりの推進

○美しい景観への関心づくり

府民の積極的なまちづくりへの参加を促し、魅力あるまちづくりを進めるため、まちづくり功労者の表彰などを実施しています。

また、個性あふれる美しい景観づくりを推進するため、「大阪都市景観建築賞（大阪まちなみ賞）」を設け、景観上優れた建築物やまちなみを表彰しています。



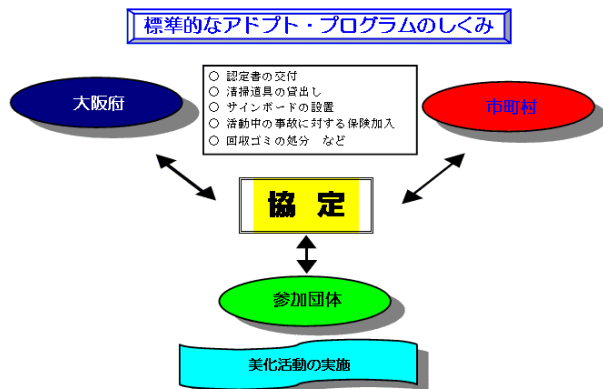
「淀屋橋 odona」

（第29回大阪都市景観建築賞 大阪府知事賞）

さらに、府内にある美しいまちなみを改めて見つめなおし、守り育てるため、また、国内外から大阪を訪れる人々に感動を与えるような、景観上優れたまちなみなどを広く知ってもらうため、「大阪まちなみ百景」の選定を行い、ホームページを通じ、広く紹介しています。

○景観づくり活動の展開

地域に愛され、大切にされる美しい道路づくり、川づくり、海岸づくりを目指し、快適な道路や河川・海岸環境を創出するため、大阪府では市町村と協力して、地元自治会や企業などの団体が、自主的に行なう清掃や緑化などのボランティア活動を支援する『アドプト・プログラム』を実施しています。



人と野生鳥獣との共生

人と野生鳥獣が適切な関係を構築し共存できるよう、「第10次鳥獣保護事業計画」に基づき、鳥獣保護区の指定、傷病鳥獣の救護、狩猟や有害鳥獣捕獲の適正な実施を指導するなど野生鳥獣の保護管理に努めています。また、生態系等に被害を与える外来生物（アライグマ等）の防除を推進しています。

歴史的文化的環境の形成

○歴史的文化的遺産の保存と活用

史跡・建造物・美術工芸品などの歴史的遺産を指定し、整備、修理や防災事業に助成しています。また、開発などにより埋蔵文化財が失われないよう調整し、発掘調査などの措置を講じた上で、資料の保存と活用を図っています。

○歴史的文化的遺産にふれる場と機会づくり

豊かな文化的環境の創造に資するため、弥生文化博物館（和泉市）、近つ飛鳥博物館（河南町）、日本民家集落博物館（豊中市）で、様々な資料や情報を収集・展示し、講座、体験学習などを多彩に行っています。また、近つ飛鳥風土記の丘では、豊かな自然の中に残された多くの古墳をご覧いただけます。また、狭山池博物館（大阪狭山市）では、狭山池ダム建設工事に伴う調査で発見された「1400年間の歴史を刻む堤体断面や東樋・木製粹工」などの貴重な土木遺産を展示・紹介しています。

私たち一人ひとりができること

- 一人一鉢、花や木を育てましょう。
- 自然の中で生きている虫や草花などは採らずに観察するだけにしましょう。
- 山、川、海などにゴミを捨てないようにしましょう。
- ハイキングなどで持っていった物はすべて持ち帰りましょう。
- 家のまわりやまちに緑をふやしましょう。
- 地域の景観づくり、まちづくりに積極的に参加しましょう。
- 外来生物を屋外に放すことは止めましょう。

すべての主体が積極的に参加し行動する社会に

～環境配慮のためのしくみづくり～

循環型社会の構築には、環境に配慮したライフスタイルや経済社会システムへ変えていかなければなりません。このためには、府民、事業者、民間団体そして行政などすべての主体が環境に配慮した行動を自主的積極的に取り組むとともに、パートナーシップをもって取り組む必要があります。

パートナーシップによる環境保全活動の促進

○環境情報交流のための施設整備

環境に関する情報提供をはじめ、府民、環境NPOなどの環境保全活動を支援するための施設として、環境農林水産総合研究所内に「環境情報プラザ」（情報コーナー・研修室・小会議室・環境実験室）を開設し、環境関連図書・ビデオ・パネルなどの貸出しやセミナー・環境教室などの活動の場として広く府民に提供しています。

また、環境NPO、自治体などで構成する交流団体「かけはし」において、府が事務局となり情報交流を促進し、メンバーとともに交流会・セミナー等を協働開催するなど、パートナーシップの構築に努めています。



URL: <http://www.epcc.pref.osaka.jp/center/plaza/kakehashi/>



環境実験室の利用風景

環境アセスメントの推進

規模が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について、事業者において適正な環境配慮がなされるよう、環境影響評価法及び大阪府環境影響評価条例に基づき、住民、市町村長、学識経験者の意見を聴き、必要な指導や助言を行っています。

環境教育・環境学習の推進

○学校などにおける環境教育の取組みの推進

大阪府環境教育等推進方針に基づき、学校・地域などの様々な場における環境教育を進めるため、市町村やNPO・企業などと連携しながら事業を実施しています。

・府域の環境活動の取組みを推進するため、環境資源に関する情報をデータベース化し、インターネットを活用して提供する総合環境資源情報ポータルサイト「エコあらかると」を開設しました。

○体験型環境学習のフィールドづくり

「人と自然との共生」をテーマに、里山での生活体験や自然体験などを通じて、自然に対する府民の認識や理解を深めるための拠点施設として、泉南市内に里山の自然学校「紀泉わいわい村」を開設し、様々な体験プログラムを提供しています。

○おおさか身近な生きもの調査

小学校の児童を主体にした環境学習として、自然環境の指標となる身近な動植物等の生息状況調査を実施しています。調査結果及びその考察等は、小学校等での事後の学習教材や府域の自然環境の“現状”と“時系列変化”の把握のための資料として役立てることができます。

環境監視・分析および調査研究の推進

環境農林水産総合研究所では、浮遊粒子状物質の発生機構及び組成に関する研究や、スギの大気浄化機能を活用したスギ木口の内装材の開発研究などを行うとともに、大気汚染、酸性雨など環境に関する測定や検査・分析、有害化学物質の分析手法の開発などに取り組んでいます。

また、環境基準が設定された粒径 2.5 μm 以下の微小粒子状物質（PM_{2.5}）について、質量濃度や成分の分析を行い、汚染状況の実態把握を行っています。

さらに、資源循環や環境負荷の低減を目的とした様々な調査研究を行っています。



乳牛にリサイクル飼料（梅酒漬け梅）を与える技術の開発



害虫であるアブラムシの天敵農薬としての飛ばないナミテントウの実用化

環境技術の普及支援

大阪が抱える環境問題の克服に役立つ技術を中心に、府の関係機関などと連携して、研究開発の奨励や技術情報の提供など、環境技術の普及に関する支援に取り組んでいます。

おおさかエコテック（環境技術評価・普及事業）では、大阪発の優れた環境関連技術の普及の促進を目的として、一定以上の評価を受けた技術について、広くユーザーに情報提供しています。



おおさかエコテック
ロゴマーク

府自らの環境配慮への取り組み

大阪府自らも事業者、消費者の立場であることから率先して環境配慮の取り組みを進めています。

○「府庁エコアクションプラン」の推進

「大阪21世紀の環境総合計画」を踏まえ、府職員が率先して取り組む行動計画として、「大阪府庁エコアクションプランー地球温暖化対策大阪府庁実行計画ー」に基づき、省エネルギーや省資源の取組みを推進するなど、環境配慮の徹底に努めています。

○環境マネジメントシステムの取組みの推進

平成11年2月から環境マネジメントシステムの国際規格である「ISO14001」認証登録を継続してきましたが、10年にわたる運用によりシステムの定着が図れたことから、平成21年3月末をもってISO認証を返上しました。

平成21年4月からは、府独自の環境マネジメントシステムに移行し、全庁を対象に自らの事務事業活動に伴う環境負荷の低減に努めています。

○大阪府グリーン調達方針の推進

環境負荷の低減に資する物品の調達に関する方針を毎年度策定し、大阪府におけるグリーン購入の推進を図っています。平成21年度は、紙類、文具類、家電製品、公共工事などの20分野について目標を定め、グリーン購入に努めています。

グリーン調達（購入）

商品やサービスを購入する際に、価格・機能・品質などだけでなく「環境」の視点を重視し、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで優先的に調達（購入）することです。

大阪府庁の事務事業における環境負荷データは、「エコギャラリーーおおさかの環境ホームページー」に掲載しています。
URL: http://www.pref.osaka.jp/kannosuisoken/hakusyo/h22_05-14.pdf

<環境関係ホームページの紹介>

◆エコギャラリーーおおさかの環境ー

<http://www.epcc.pref.osaka.jp/>

大阪府の環境に関する情報発信の窓口となるホームページです。イベント情報や各種の行政情報のほか、大気環境の状況や光化学スモッグ注意報などの発令状況に関する情報をリアルタイムで提供し、メールマガジンで配信しています。また、河川などの水質調査結果をデータベース化して公開しています。

◆おおさかりサイクルナビ

<http://www.pref.osaka.jp/shigenjunkan/recycle/index.html>

大阪のリサイクルの状況などが一目で分かるページを開設し、知事からのメッセージとともに、大阪府のリサイクル率、府や各市町村の取組み状況、リサイクル物のゆくえ、リサイクルへの取組み方法等、府民のみなさんがリサイクルに取組むための様々な情報を集めています。

◆かんきょう交流Room

<http://www.pref.osaka.jp/chikyukankyo/room/index.html>

豊かな環境の保全と創造に関する施策を推進することを目的に、府民団体・事業者団体・行政及び学識経験者で構成する「豊かな環境づくり大阪府民会議」のホームページです。「おおさか環境賞」などの事業紹介のほか、電子広報誌「かんきょう夢ひろば」が掲載されています。

◆エコあらかると

<http://www.epcc.pref.osaka.jp/eco/>

行政やNGO/NPO、企業などが保有する環境教育プログラム等の環境資源情報をデータベース化し、子どもから大人まで幅広く、積極的に環境活動に取り組んでいただくことを目的に開設したホームページです。

府内の環境関連イベントや、環境活動・環境学習の場として活用できるフィールドなどの情報が掲載されています。

第3章 施策の進捗状況の評価と今後の方向性

「大阪 21 世紀の環境総合計画」において長期的な目標を定めた6つの主要課題について、施策の進捗状況を評価して今後の方向性を検討するとともに、個別の計画目標の達成状況について毎年度把握し、外部の意見も取り入れながら計画を進行管理していきます。

1 主要課題の進捗状況及び今後の方向性

(1) 資源循環

【進捗状況の評価】

平成19年3月に改定した「大阪府廃棄物処理計画」では、廃棄物の最終処分量を2010（平成22）年度までに1997（平成9）年度比で概ね半減するため、2010（平成22）年度における最終処分量を一般廃棄物については56万トンに、産業廃棄物については53万トンに削減することなどを目標としています。

一般廃棄物の最終処分量は、平成20年度には59万トンとなっており、目標の56万トンには3万トンの削減が必要です。

【今後の方向性】

平成22年度目標の達成に向け、平成19年3月に改定した「大阪府廃棄物処理計画」に基づき、府民団体や事業者団体、行政からなる大阪府リサイクル社会推進会議の「リサイクルアクションプログラム」の推進など、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の3Rを進めるための施策を総合的かつ計画的に推進します。

また、循環型社会形成推進条例に基づき、認定したなにわエコ良品（大阪府認定リサイクル製品）のインターネット販売をはじめ、リサイクルの一層の推進のための施策を展開していきます。

加えて、平成17年7月に国から承認を受けた「大阪府エコタウンプラン」の推進を図ります。

(2) 水循環

【進捗状況の評価】

健全な水循環を再生するため、水循環に関するホームページを開設し広く情報発信するとともに、雨水浸透施設や貯留施設の設置、多自然川づくりや河川浄化事業などの河川環境整備を進めました。寝屋川流域においては、平成16年5月に策定した「寝屋川流域清

流ルネッサンスⅡ（水環境改善緊急行動計画）」に基づき、河川の水質浄化のため下水処理水を導水するなど、水循環の再生のモデル流域としての取り組みを進めています。

また、樹木への灌水、散水や道路への散水等への下水処理水の有効利用を一層図るため、処理水供給施設「Q水くん」を11箇所の水みらいセンターに設置しており、平成21年度末の下水処理水の有効利用率は約19%となっています。

【今後の方向性】

今後とも、水環境の保全を図るとともに、下水高度処理水の有効利用推進、森林保全による水源涵養の促進、農地やため池等の保全・活用による保水・遊水機能の向上、また府民協働による雨水利用の促進を通じた啓発や水文化の育成等、健全な水循環の再生に向け、総合的な施策の展開を図ります。

(3) 地球環境（ヒートアイランド対策を含む2つの温暖化対策）

■地球温暖化対策

【進捗状況の評価】

「大阪府地球温暖化対策地域推進計画」では平成22年度の府域の温室効果ガス排出量を基準年度から9%削減することを目標としています。平成20年度の温室効果ガス排出量は基準年度と比べ8.4%減少しました。

温暖化の防止等に関する条例に基づき、事業活動や建築物の温暖化対策を推進するとともに、民間事業者の省CO₂設備の導入、府有施設や民間へのESCO事業の導入、バイオエタノール3%混合ガソリン（E3）実証事業の実施等、新エネルギーの普及を促進しました。また、地球温暖化防止活動推進センターやNPO、業界団体等で組織する協議会に参画し、省エネルギー機器の普及に努めました。さらに、地球温暖化防止活動推進員と協働し、各地域で地球温暖化防止の普及啓発を行いました。

【今後の方向性】

「府地球温暖化対策地域推進計画」に基づき、目標の達成に向けて、前出の条例の円滑な運用や、毎月16日の「ストップ地球温暖化デー」を中心としたエコアクションの実践の呼びかけ、カーボン・オフセットの取組みの普及などを通じて、府民、事業者に省エネルギーの取組みを促すとともに、新エネルギーの普及を図ります。

地球温暖化防止活動推進センターや地球温暖化防止活動推進員、府内市町村や近隣府県、NPO等のあらゆる主体と連携し、効果的な温暖化対策を推進していきます。

また、政府の取組みと連動し、府としての新たな温室効果ガス排出削減目標とその達成のための方途を盛り込んだ中長期計画の策定に取り組みます。

■ヒートアイランド対策

【進捗状況の評価】

「大阪府ヒートアイランド対策推進計画」に基づき、各主体との連携のもとに諸対策を推進しています。

平成21年度は、19年度に実施したモデル事業の成果を活用し、「ヒートアイランド対策ガイドライン」の普及に取り組みました。大阪市中心部のモデル街区（大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺街区）においては、国の補助事業を活用した民間事業者によるヒートアイランド対策の集中的な取組みを大阪市、地球温暖化防止活動推進センターと連携して促進しました。

「大阪ヒートアイランド対策技術コンソーシアム」においては、対策技術の開発・普及等に取り組みました。

また、改正自然環境保全条例に基づき一定規模以上の敷地における建築物の新築・改築・増築を行なう建築主に対し緑化することを義務付け、温暖化の防止等に関する条例により事業者の事業活動に伴う人工排熱の抑制や、建築物の新築、増改築を行う建築主にヒートアイランド対策を促進しました。

さらに、北大阪地域、東大阪市の荒本などにおいて、下水高度処理水や雨水を利用した打ち水をとおした各種啓発活動を実施するなど、府民、民間企業、NPO等と協働したヒートアイランド対策を実施しました。

【今後の方向性】

「ヒートアイランド対策ガイドライン」に沿った対策や大阪市中心部のモデル街区におけるヒートアイランド対策の集中した取組みを促進するとともに、自然環境保全条例に基づく「建築物の敷地等における緑化を促進する制度」及び温暖化の防止等に関する条例の適切な運用に努めます。

また、「大阪ヒートアイランド対策技術コンソーシアム」との連携により、諸対策の推進に努めます。

さらに、北大阪地域や東大阪地域等で雨水等を利用した打ち水を実施するなど、府民、市町村、民間企業、NPO等と協働したヒートアイランド対策を引続き実施していきます。

（４）交通環境

【進捗状況の評価】

二酸化窒素及び浮遊粒子状物質濃度は緩やかな減少傾向にあります。二酸化窒素については、一般環境測定局では環境保全目標を全局で達成しましたが、自動車排出ガス測定局では2局が未達成でした。浮遊粒子状物質については、一般環境測定局、自動車排ガス測定局ともに環境保全目標を2年連続全局で達成しました。

また、騒音については、低騒音舗装の敷設等の道路構造対策や交通流対策などの各種環境対策を講じていますが、依然として騒音に係る環境保全目標を達成していない状況です。

【今後の方向性】

二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境保全目標の達成・維持を図るため、平成15年7月に策定した「府自動車NOx・PM総量削減計画」などに基づき、低公害車をはじめとするエコカーの普及促進、自動車走行量の抑制、交通流の円滑化等の諸施策を関係機関等と連携し、計画的、総合的に推進します。さらに、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく流入車規制を実施し、自動車NOx・PM法の排出基準適合車等に表示が義務付けられているステッカーを交付するとともに条例の実効性を確保するため、事業所への立入検査・指導を実施します。

また、騒音については、「大阪府道路環境対策連絡会議」において道路構造や交通状況に応じて効果的な対

策を検討し、環境保全目標の達成に向け、総合的・計画的に対策を推進します。

（５）有害化学物質

【進捗状況の評価】

2010（平成 22）年度までに府内のダイオキシン類の排出量を 2005（平成 17）年度の目標排出量（2000（平成 12）年度から約 4 割削減）からさらに削減することを目標にしていたましたが、これを達成し、平成 21 年度における排出量は平成 12 年度から 93.3%削減しています。

また、ダイオキシン類の環境濃度は、大気、海域水質・底質、地下水、土壌については、環境保全目標を超過した地点はありませんでしたが、河川の水質・底質で環境保全目標を超過した地点があったことから、関係機関と連携し原因究明調査や周辺事業所の指導等を行いました。

【今後の方向性】

今後も、ダイオキシン類に関しては廃棄物焼却炉等の発生源を設置している事業者に対する排出抑制指導を徹底します。また、大気、水質、土壌等のダイオキシン類の環境調査を継続するとともに、環境保全目標を達成していない地点については、その原因の究明と対策に努めます。

また、アスベストについても府民の健康を守るため、アスベスト濃度の実態調査を実施するとともに、建築物解体時等における飛散防止対策の徹底を図るため、大気汚染防止法及び府生活環境の保全等に関する条例を運用していきます。

その他の有害化学物質についても、P R T R 法に基づいて把握した排出量等の情報や大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく大阪府独自の化学物質管理の仕組みを活用して、事業者による自主的な化学物質の管理を促進します。

（６）エコロジカルネットワーク

【進捗状況の評価】

生きものの生息・生育環境の場や移動経路の確保、ゆとりと潤いを共感する景観の形成などに資するエコロジカルネットワーク（周辺山系とベイエリアを結ぶ河川や都市公園を結ぶ緑道などが形成する水と緑のネットワーク）の形成に向けた取組みを実施しています。

平成 21 年度は周辺山系の森林整備やベイエリアでの共生の森づくり、学校ビオトープの整備など地域の特性に応じた自然環境の保全、回復、創出に取り組みました。

【今後の方向性】

エコロジカルネットワークの形成に向けて、引き続き自然の連続性に留意しながら多様な自然環境の保全・創造に努めるとともに、府民参加による保全活動を推進していきます。

2 計画目標と達成状況

「2 計画目標と達成状況」の内容は、「エコギャラリー～おおさかの環境ホームページ～」に掲載しています。



3 大阪府環境審議会からの意見

平成 21 年度の主要施策の進捗状況について、第 41 回環境審議会（平成 22 年 12 月 1 日開催）において報告しました。報告に対して委員から寄せられた主な意見と、それに対する府の考え方は以下のとおりです。

意 見	府の考え方
<p>平成 21 年 9 月に微小粒子状物質（PM2.5）の環境基準が設定された。浮遊粒子状物質の目標は 100%達成しているが、PM2.5 の目標達成は厳しい状況であると考えられるので、浮遊粒子状物質の状況を示す際、PM2.5 の今後の取組みについて示すべきではないか。</p>	<p>府域の微小粒子状物質（PM2.5）濃度は、環境基準を上回っていると推測されます。今後、環境モニタリングとして環境濃度や成分分析を行うために、自動測定機を配備するなど測定体制を整備していく予定であり、その上で、汚染の状況を踏まえながら、より効果的な対策を検討・実施していきます。なお、ご指摘を踏まえ、大阪府環境白書にはPM2.5の今後の取組みについて記載します。</p>
<p>ヒートアイランド対策について、府民の活動の推進のためにも、実効性の高い対策を具体的に示すのが良いのではないか。</p>	<p>ヒートアイランド現象は都市構造の問題であり、様々な要因が複雑に関係しているため、講じた対策の効果が必ずしも明確に示せるものではありませんが、ご意見も踏まえ、府民の活動推進につながるよう、分かりやすい記述に努めてまいります。</p>
<p>小学校の芝生化について、芝生化が良いものかどうか、その効果を今後示していくべきではないか。</p>	<p>平成 21 年度から実施しております公立小学校の芝生化事業では、平成 22 年 11 月 30 日現在で、110 校で芝生化されました。</p> <p>芝生化の効果につきましては、各小学校での、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活用事例 ・芝生化後のアンケート調査 ・地表温度、湿度等の調査 <p>について、今後、事例集やホームページで、その効果を公表していきます。</p>
<p>生駒山系花屏風構想の推進について、イベントなどで植樹するだけで自然が戻る場合と戻らない場合がある。里山の管理を通じた再生と新たな森林創出とでは、内容が異なるので、その認識をもって行うべきである。</p>	<p>生駒山系では、竹林の拡大やクズ・ササの繁茂により荒廃森林が増加し、森林の公益的機能への影響が懸念されております。</p> <p>このように荒廃した森林を対象としてNPO・企業等との府民協働の取組みにより、重点的に花木や紅葉の美しい樹木の植樹活動を展開しているところ です。</p> <p>また、植栽した樹木の保育管理についても、NPOや企業等との協働により適切に実施し、生駒山系の森林を府民に愛される美しい自然資源として整備してまいります。</p>
<p>環境総合計画の進行管理について、施策を評価し、見直していくというPDCAサイクルを回していることがわかるように示すべきである。</p>	<p>施策の進捗状況を評価して今後の方向性を検討するとともに、個別の計画目標の達成状況について毎年度把握しています。また、環境審議会の委員から頂いた意見を取り入れながら計画の進行管理を行っています。計画の目標年度が今年度までのため、来年度は計画全体の評価を行う必要があり、講じた施策の単なる紹介とにならないよう、評価方法を検討し、実施します。</p>

巻末資料

p. 35～37の内容は「エコギャラリー～おおさかの環境ホームページ～」に掲載しています。

1 平成21年度における環境の状況及び講じた施策

2 環境関連主要事業費（決算額）

3 環境保全目標

4 平成22年度において豊かな環境の保全及び創造に関して講じようとする施策

5 環境関係データ（目次）

1 府域の概要データ

- 1-1 大阪府の人口及び世帯数の推移
- 1-2 土地利用区分別面積の推移
- 1-3 製造品出荷額等の推移
- 1-4 農業産出額の推移
- 1-5 林業産出額の推移
- 1-6 漁業生産額の推移

2 基本的施策に関するデータ

- 2-1 大阪府環境行政体制
- 2-2 環境関連行事の概要
- 2-3 試験研究機関における調査研究
- 2-4 市町村の公害対策事業概要
- 2-5 市町村の環境行政体制
- 2-6 市町村の環境関連条例制定状況
- 2-7 市町村の環境関連計画策定状況
- 2-8 公害防止に関する税制上の措置
- 2-9 環境行政年表

3 廃棄物関係データ

○概要

○一般廃棄物データ

- 3-1 一般廃棄物の処理状況
- 3-2 市町村におけるごみの分別収集実施状況
- 3-3 ごみ焼却施設の処理能力
- 3-4 粗大ごみ処理施設の処理能力
- 3-5 し尿処理量の推移
- 3-6 し尿処理施設の処理能力
- 3-7 市町村におけるごみ減量化・リサイクルの取組状況

○産業廃棄物データ

- 3-8 産業廃棄物の処理状況
- 3-9 排出事業者に対する指導状況
- 3-10 産業廃棄物処理業者の状況（大阪府知事許可分）
- 3-11 産業廃棄物処理業者等に対する指導状況
- 3-12 産業廃棄物処理施設設置許可状況
- 3-13 廃棄物再生事業者の登録状況
- 3-14 下水汚泥の有効利用率
- 3-15 最終処分場の埋立処分量
- 3-16 フェニックス事業の概要

○放置自動車データ

- 3-17 大阪府域の放置自動車処理台数の推移

4 地球環境関係データ

○概要

○地球温暖化関係データ

- 4-1 大阪府域における温室効果ガス排出量の推移
- 4-2 大阪府域におけるエネルギー消費量の推移
- 4-3 府内の新エネルギー等の導入実績

○酸性雨関係データ

- 4-4 大阪府酸性雨共同調査測定結果

5 自動車関係データ

○概要

○自動車排出ガス関係データ

- 5-1 車種別自動車保有台数
- 5-2 府内（対策地域）における自動車走行量の推移
- 5-3 交通渋滞時間（一日平均）
- 5-4 自動車燃料の販売実績の推移
- 5-5 自動車排出ガス規制強化の推移
- 5-6 自動車NO_x・PM法に基づく車種規制
- 5-7 自動車排出ガス等街頭検査結果
- 5-8 整備不良ディーゼル車府民通報制度の実施状況
- 5-9 低公害車の普及状況（大阪府域）
- 5-10 燃料供給施設整備状況（大阪府域）

6 大気環境関係データ

○概要

○光化学オキシダントデータ

- 6-1 昼間の光化学オキシダント濃度が0.06ppmを超えた日数の地域別状況と推移
- 6-2 光化学スモッグ予報・注意報の発令回数及び被害の届出人数の推移
- 6-3 非メタン炭化水素濃度の推移

○硫黄酸化物データ

- 6-4 二酸化硫黄濃度の推移

○一酸化炭素データ

- 6-5 一酸化炭素濃度の推移

○有害大気汚染物質データ

- 6-6 ベンゼン等有害大気汚染物質の環境保全目標達成状況

○アスベストデータ

- 6-7 アスベスト（石綿）環境調査結果（地域区分別）

○排出抑制対策関係データ

- 6-8 法律及び府条例に基づくばい煙発生施設等の届出の状況
- 6-9 立入検査・試料採取状況

7 水環境関係データ

○概要

○河川関係データ

- 7-1 河川の健康項目の環境保全目標値超過状況（検体数）
- 7-2 河川のBODの環境保全目標達成状況（類型別）
- 7-3 BOD汚濁負荷量の推移
- 7-4 河川のBODの環境保全目標達成状況（水域別）

○海域関係データ

- 7-5 大阪湾のCOD（75%水質値（表層））の環境保全目標達成状況
- 7-6 大阪湾の全窒素・全りんに係る環境保全目標達成状況

- 7-7 大阪湾の全窒素（大阪府測定点・表層年平均値）の推移
- 7-8 大阪湾の全りん（大阪府測定点・表層年平均値）の推移
- 7-9 大阪湾の赤潮発生頻度の推移

○生活排水関係データ

- 7-10 処理形態別人口と割合
- 7-11 汚水衛生処理率（市町村別）
- 7-12 大阪府域の生活排水処理計画図
- 7-13 下水道普及率の推移
- 7-14 市町村別下水道普及率
- 7-15 下水処理水の有効利用率
- 7-16 大阪府下水道計画図

○産業排水対策関係データ

- 7-17 法律及び府条例に基づく特定（届出）施設設置等の許可及び届出状況
- 7-18 立入検査状況

8 地盤環境関係データ

○概要

○地盤沈下関係データ

- 8-1 地盤沈下の推移
- 8-2 地下水位の推移
- 8-3 地下水採取量の推移
- 8-4 工業用水法に基づく許可井戸（揚水設備）の状況
- 8-5 地盤沈下対策としての工業用水の給水状況

○地下水汚染関係データ

- 8-6 地下水質概況調査環境保全目標未達成地点
- 8-7 地下水質概況調査測定地点図
- 8-8 地下水質汚染井戸周辺地区調査結果
- 8-9 地下水質継続監視調査測定地区図

○土壌汚染関係データ

- 8-10 土壌汚染対策法の施行状況
- 8-11 大阪府生活環境の保全等に関する条例（土壌汚染対策）の施行状況

9 騒音・振動関係データ

○概要

○現況データ

- 9-1 環境騒音（道路に面する地域）の環境保全目標達成状況
- 9-2 環境騒音（一般地域）の環境保全目標達成状況
- 9-3 大阪国際空港周辺における航空機騒音の常時測定結果の推移
- 9-4 大阪国際空港周辺における航空機騒音の随時測定結果
- 9-5 関西国際空港周辺における航空機騒音の随時測定結果
- 9-6 新幹線鉄道騒音の環境保全目標達成状況
- 9-7 在来線鉄軌道の騒音振動実態調査の結果

○騒音関係対策データ

- 9-8 道路における遮音壁、低騒音舗装の設置状況
- 9-9 主要交通規制の実施状況
- 9-10 在来線鉄軌道騒音・振動対策の実施状況
- 9-11 新幹線鉄道騒音・振動対策の実施状況

10 有害化学物質（ダイオキシン類）関係データ

○概要

○現況データ

- 10-1 ダイオキシン類常時監視結果（平均値）及び環境保全目標達成状況の推移

- 10-2 ダイオキシン類常時監視結果（大気、河川、海域、地下水、土壌）

11 環境保健対策等関係データ

○概要

○現況データ

- 11-1 公害健康被害の補償等に関する法律による被認定者数の推移
- 11-2 食品中のPCB汚染調査結果
- 11-3 公害の地域別苦情件数
- 11-4 公害の種類別苦情件数の推移
- 11-5 保健所における環境汚染に係る相談（苦情）件数
- 11-6 府警察機関における公害関係苦情処理状況

12 自然・都市環境関係データ

○概要

○生物多様性関係データ

- 12-1 地域別生息鳥獣
- 12-2 大阪における絶滅のおそれのある野生生物一覧

○自然環境関係データ

- 12-3 府内の自然資源の現状
- 12-4 地域別ため池面積の推移とため池の数
- 12-5 緑被現況
- 12-6 都市公園1人当たり面積の推移
- 12-7 府営公園の概要
- 12-8 風致地区
- 12-9 港湾緑地整備の進捗率

○歴史的文化的環境関係データ

- 12-10 大阪府内の指定等文化財件数

13 環境保全活動関係データ

○概要

○パートナーシップによる環境保全活動データ

- 13-1 豊かな環境づくり大阪府民会議の開催状況
- 13-2 大阪府リサイクル社会推進会議の事業概要
- 13-3 大阪自動車環境対策推進会議の活動状況
- 13-4 大阪府環境保全基金活用事業一覧
- 13-5 大阪府みどりの基金事業の実績

○事業活動における環境保全活動データ

- 13-6 平成21年度に手続きを実施した環境影響評価事業

14 大阪府の事務事業における環境負荷データ

○概要

○事業活動における環境保全活動データ

- 14-1 大阪府庁の事務事業に係る温室効果ガス排出量
- 14-2 環境マネジメントシステムの環境目標達成状況

(詳細データ編)

1 地球環境関係データ

○地球温暖化関係データ

- 1-1 フロン等モニタリング調査結果

○酸性雨関係データ

- 1-2 乾性沈着測定値の範囲、平均値
- 1-3 乾性沈着（粒子状及びガス状の化学物質）の経年変化
- 1-4 大阪府酸性雨共同調査測定結果（湿性沈着）

2 自動車関係データ

- 2-1 自動車NO_x・PM法の概要
- 2-2 大阪府自動車NO_x・PM総量削減計画の概要
- 2-3 LEV-7の指定状況

3 廃棄物関係データ

- 3-1 多量排出事業者及び建設業者に対する指導要綱
- 3-2 大阪府リサイクル社会推進会議の概要

4 大気関係データ

○窒素酸化物データ

- 4-1 工場・事業場等からの地域別窒素酸化物排出量の推移
- 4-2 二酸化窒素濃度の地域別状況と推移

○浮遊粒子状物質データ

- 4-3 浮遊粒子状物質の環境保全目標達成状況の推移(短期的評価)
- 4-4 浮遊粒子状物質の重量濃度、金属類、イオン成分及び炭素成分濃度

○光化学オキシダントデータ

- 4-5 昼間の光化学オキシダント濃度0.06ppmを超えた日数の推移
- 4-6 光化学スモッグ予報・注意報発令状況

○硫黄酸化物データ

- 4-7 工場・事業場等からの地域別二酸化硫黄排出量の推移
- 4-8 二酸化硫黄の環境保全目標達成状況の推移

○一酸化窒素データ

- 4-9 一酸化窒素濃度の推移

○大気汚染常時測定データ

- 4-10 大気汚染常時測定結果一覧

○モニタリング地点データ

- 4-11 大気汚染常時測定局設置状況
- 4-12 大気汚染常時測定局の設置主体別・項目別測定局数
- 4-13 大気汚染測定車等の整備状況

○有害大気汚染物質データ

- 4-14 有害大気汚染物質環境モニタリング調査地点
- 4-15 有害大気汚染物質環境モニタリング調査結果

○排出抑制対策関係データ

- 4-16 関西電力発電所の公害等防止協定遵守状況
- 4-17 大気汚染防止法の対象施設の設置状況
- 4-18 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく大気基準適用施設の設置状況
- 4-19 府条例に基づく届出施設等の設置工場・事業場数
- 4-20 燃料・原料使用状況の概要
- 4-21 燃料種別使用量の推移

5 水質関係データ

○水使用関係データ

- 5-1 水使用の推移

○河川関係データ

- 5-2 河川の健康項目の環境保全目標未達成地点
- 5-3 河川水質生活環境項目調査結果
- 5-4 環境保全目標に定める河川の特殊項目についての調査結果
- 5-5 河川底質調査結果
- 5-6 河川測定地点図(環境基準点)

○海域関係データ

- 5-7 大阪湾のCODの調査結果
- 5-8 大阪湾水質調査結果
- 5-9 環境保全目標に定める大阪湾の特殊項目についての調査結果
- 5-10 大阪湾底質調査結果
- 5-11 大阪湾の測定地点図

○農業関係データ

- 5-12 ゴルフ場排水口等における農業の水質調査結果(大阪府及び市町村実施分)

○産業排水対策関係データ

- 5-13 法律及び府条例の対象工場・事業場(水域別の総括)
- 5-14 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく水質基

準対象施設の設置状況

6 地盤環境関係データ

- 6-1 地下水質概況調査結果(年平均値)
- 6-2 地下水質継続監視調査結果(年平均値)

7 騒音・振動関係データ

- 7-1 環境騒音(一般地域)の環境保全目標達成状況の推移
- 7-2 環境騒音(道路に面する地域)の環境保全目標達成状況の推移(面的評価)
- 7-3 自動車騒音に係る要請限度(道路に面する地域)の超過状況の推移
- 7-4 新幹線鉄道騒音の環境保全目標達成状況の推移
- 7-5 府条例に基づく届出施設の種類の届出状況
- 7-6 府条例に基づく特定建設作業の実施届出状況
- 7-7 工場・事業場の騒音・振動による苦情件数の推移
- 7-8 工場・事業場の騒音・振動による用途地域別苦情件数の割合
- 7-9 建設作業の騒音・振動による苦情件数の推移
- 7-10 鉄軌道の騒音・振動による苦情件数の推移
- 7-11 拡声機・カラオケ・生活騒音による苦情件数の推移
- 7-12 生活騒音による苦情内訳・苦情件数の割合
- 7-13 低周波音による苦情件数の推移
- 7-14 自動車騒音対策の体系
- 7-15 大阪国際空港周辺における航空機公害対策の体系図
- 7-16 大阪国際空港周辺における騒防法に基づく騒音対策区域
- 7-17 航空機宣伝放送に係る自主規制の内容
- 7-18 府内における一般環境中の低周波音の音圧レベル

8 有害化学物質関係データ

- 8-1 ダイオキシン類追跡調査結果
- 8-2 ダイオキシン類常時監視調査以外の測定結果(市町村実施)

9 環境保全関係データ

- 9-1 発生源の業種別苦情件数
- 9-2 公害防止管理者等の届出状況
- 9-3 大阪府環境影響評価条例の手続きフロー

10 自然・都市環境関係データ

○森林農地関係データ

- 10-1 森林面積の推移
- 10-2 耕地面積の推移

○自然環境関係データ

- 10-3 大阪府自然環境保全地域・緑地環境保全地域の指定状況
- 10-4 保安林の現況
- 10-5 国定公園・近郊緑地保全区域の指定状況
- 10-6 特別緑地保全地区の概要
- 10-7 自然公園の概要
- 10-8 府民の森の施設及び利用促進事業の概要

11 情報発信関係データ

- 11-1 おおさかの環境ホームページ「エコギャラリー」へのアクセス件数

6 環境用語解説

(あ)

アスベスト

アスベスト(石綿)は、天然の繊維で、熱、摩擦、酸やアルカリにも強く、丈夫で変化しにくいという特性をもち、経済性にも優れ、建築材料、産業機械、化学設備などに幅広く利用されている。

主な用途としては、紡織品、摩擦材、石綿板紙、石綿スレート、電気絶縁材、石綿セメント製品、断熱・防音材(吹付けアスベスト等)等に使用されてきたが、アスベストは、一旦環境中に飛散するとほとんど分解・変質しないため蓄積性が高く、多量の吸入により、肺がん、悪性中皮腫等の病気の原因になるとされ、現在では、原則として製造等が禁止されている。

(え)

エコカー

低公害車をはじめとして、排出ガス性能に加え、地球温暖化防止の観点から二酸化炭素排出量の少ない自動車をいう。

エコドライブ

おだやかなアクセル操作をしたり、自動車に不要な荷物を積まないなど、環境にやさしい運転のこと。自動車の燃料消費量を削減することで、大気汚染の原因となるNO_x(窒素酸化物)やPM(粒子状物質)、地球温暖化の原因となるCO₂(二酸化炭素)の排出が抑制できる。

(お)

屋上緑化

建築物の屋上に植栽基盤を作り、植物を植えて緑化すること。スペースの限られた都市部における緑化手法であるとともに、ヒートアイランド現象の緩和策の一つとしても注目されている。また、癒しの空間、コミュニケーションの場としても活用されている。建築物の耐荷重に配慮した軽量土壌などの資材や植栽、防水、防根、排水といった様々な工法や技術が開発されている。

温室効果ガス

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。この濃度の増加が地球温暖化の主原因とされており、京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄の6物質が温室効果ガスとして削減対象となっている。

(か)

化学的酸素要求量(COD)

海域等の水の汚れの度合を示す指標で、水中の有機物などの汚濁源となる物質を、過マンガン酸カリウム等の酸化剤で酸化するときに消費される酸素量で表したものの。単位は一般的にmg/Lを用い、この数値が大きいほど水中の汚濁物質の量が多いことを示す。

環境影響評価

事業の実施に伴う環境への影響について、あらかじめ調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正な配慮を行うこと。

環境マネジメントシステム

環境に与える負荷を継続的に低減するため、事業者が自主的に環境方針や環境目標等を設定し、その達成に向けて取り組むことを「環境マネジメント」といい、それを推進するための体制や手順等を「環境マネジメントシステム」という。

環境リスク

環境の汚染や変化が、人の健康や生態系に影響を及ぼす可能性のこと。

なお、化学物質に係る環境リスクの評価は、その危険・有害性の程度と暴露量(吸ったり食べたり触れたりして体の中に入り込む量)とを併せて行われる。

リスク=危険・有害性×暴露量

(き)

揮発性有機化合物(VOC)

揮発性があり大気中で気体状となる有機化合物の総称。塗料、印刷インキ、接着剤、洗浄剤などに使用され、トルエン、キシレン、酢酸エチルなど多種多様な物質が含まれる。浮遊粒子状物質や光化学オキシダントの原因物質となる。

(く)

グリーン電力証書

太陽光などの再生可能エネルギーによって発電された電気の「環境付加価値」を証書化したもの

グリーン配送

物品の輸配送に環境への負荷の少ない車(低公害車、ガソリン自動車、LPG(液化石油ガス)自動車、大阪府が指定したディーゼル車など)を使用すること。

クールスポット

緑地・水辺等の設置により、日光の遮蔽や葉部による蒸散冷却作用等で地表面等の温度が周辺部より低くなり、体感温度も低くなる空間。

(こ)

コージェネレーション

一つの燃料源から二つの異なるエネルギー（電気エネルギーと熱エネルギー）を同時に供給すること。電力のみを発生させている発電設備では、原動機から出る熱を捨てていたが、コージェネレーションシステムでは、電力供給と同時に、捨てられていた排熱を効率よく回収し、給湯、蒸気、空調等のエネルギーとして有効に利用している。

(し)

ジクロロメタン (CH₂Cl₂)

揮発性有機化合物で芳香臭のある無色透明の非引火性・不燃性の水より重たい液体。トリクロロエチレンやテトラクロロエチレンの代替物質として溶剤に用いられるほか、ウレタン発泡助剤や冷媒等に用いられる。皮膚に触れた場合、刺激を感じるとともに薬傷を負うことがある。また、蒸気に麻酔作用があり、短時間に多量の蒸気を吸引すると急性中毒をおこす。

自然海浜保全地区

貴重な自然海浜を保全し、その適正な利用の促進を図るため、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき指定される地区。地区内においては、工作物の新築等の行為を届出制とするなどにより保全等を図っている。府では、岬町の小島地区及び長松地区の2地区を指定している。

新エネルギー

「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」において、「新エネルギー利用等」として規定されており、①太陽光発電、②太陽熱利用、③風力発電、④廃棄物燃料製造、⑤廃棄物発電、⑥廃棄物熱利用、⑦バイオマス燃料製造、⑧バイオマス発電、⑨バイオマス熱利用、⑩温度差エネルギー、⑪雪氷熱利用、⑫クリーンエネルギー自動車、⑬天然ガスコージェネレーション、⑭燃料電池をいう。

(せ)

生活排水処理率

生活排水を適正に処理している人口（水洗化・生活雑排水処理人口）が全人口に占める割合。

$$\text{生活排水処理率} = \frac{\text{水洗化・生活雑排水処理人口}}{\text{住民基本台帳人口} + \text{外国人登録人口}} \times 100$$

生物化学的酸素要求量 (BOD)

河川等の水の汚れの度合を示す指標で、水中の有機汚濁物質が微生物によって分解されるときに必要な酸素量から求める。単位は一般的に mg/L で表し、この数値が大きいほど水中の有機汚濁物質の量が多いことを示す。

(た)

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン (PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF) 及びコプラナーポリ塩化ビフェニル (コプラナーPCB) の総称であり、PCDDは75種類、PCDFは135種類、コプラナーPCBは十数種類の異性体が存在する。これらは、物の燃焼の過程や農薬の製造等において非意図的に生成し、毒性は、急性毒性、発ガン性、生殖毒性、免疫毒性など多岐にわたる。

ダイオキシン類の量は、最も毒性の強い2,3,7,8-TCDDの毒性を1として、他の異性体の毒性の強さを換算した毒性等価係数 (TEF: Toxic Equivalency Factor) を用いて、毒性等量 (TEQ: Toxic Equivalency Quantity) として算出される。

(ち)

地球温暖化

二酸化炭素などの温室効果ガスの大気中への蓄積が主原因となって地球全体の気温が上昇すること。地球温暖化が進行すると、平均海面水位の上昇、異常気象の増加、生物種の減少、感染症の拡大など、人や環境への様々なリスクが増大することが予測されている。

(て)

低公害車

既存の燃料（ガソリン・軽油）を使用する車と比較して、排出ガスがないか又はその量が相当程度少ない自動車を指し、燃料電池自動車や天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、電気自動車などがある。

低騒音舗装

空隙率の高い多孔質なアスファルト混合物を表層に用いた舗装。タイヤと路面間で発生する騒音を中心に、自動車騒音を3～4デシベル低減させる効果がある。また、空隙を通した排水によって路面に雨水が溜まらないため、走行時の hidroplan 現象や水飛沫によるスモーキングを防止する効果もある。

(な)

鉛 (Pb)

方鉛鉱などとして産する青白色の軟らかい固体金属で、鉛板・鉛管として用い、蓄電池の電極、放射線遮蔽板などに用いる。まためっきやはんだなどの材料に用いる。

かつては、印刷業、蓄電池製造業、鉛鉱山などで見られたが、過剰に摂取すると臓器不全などの疾患を引き起こす。

(に)

二酸化窒素 (NO₂)

空気中や燃料中の窒素分の燃焼などにより発生した一酸化窒素が、大気中の酸素と反応して生成される。高濃度で呼吸器に悪影響を与えるほか、酸性雨や光化学スモッグの原因となっている。主な発生源は、自動車、工場の各種燃焼施設、ビルや家庭の暖房機器など広範囲にわたる。

(ね)

燃料電池 (FC)

水素と酸素を反応(水の電気分解の逆の反応)させて電気エネルギーを取り出す装置であり、水以外のものを排出せず、クリーンなシステムである。

(は)

バイオマスエネルギー

飼料作物、樹木、家畜の糞、食品廃棄物、下水汚泥など生物に由来する有機物で、エネルギーとして利用できるものをいう。再生可能な資源であり、地球温暖化対策として注目されている。古くから使われている薪や炭のほか、家畜の糞尿から製造したメタンガスや、サトウキビから製造したエタノールなどがある。

バイオマスは、バイオ(生物)とマス(量)を合わせた用語。

(ひ)

ヒートアイランド現象

経済社会活動や人口の都市域への過度の集中により、冷暖房などによる人工排熱の増加や、水面・緑地の減少、道路舗装・建築物の増加など地表面被覆の改変が進み、都市部における熱収支が変化し、都市に熱がたまり気温が郊外に比べて高くなる現象をいう。

ビオトープ

野生生物の生息空間を意味するドイツ語で、いきものの繁殖地やねぐらだけでなく、隠れ場や移動経路も含んだ一定の空間的広がりをもった概念。都市化の進展とともに失われつつある身近な自然を都市の中に確保し、創造していくことがまちづくりの新しい課題になっている。

微小粒子状物質 (PM_{2.5})

浮遊粒子状物質 (SPM) *のうち、粒径が 2.5 μm 以下のものをいう。

微小なため肺や気管等の深部に沈着して高濃度で呼吸器に悪影響を及ぼすおそれがある。

※「浮遊粒子状物質 (SPM)」を参照

ひ素 (As)

金属光沢があり、灰色で、鶏冠石、石黄、硫砒鉄鉱などに硫化物として含有されている非金属元素。砒素中毒になると全身発疹、高熱、食欲不振等の症状を呈す。

(ふ)

ふっ素 (F)

蛍石や氷晶石、りん灰石などの鉱石に化合物として含まれ、自然界に広く存在する。飲用水としての過剰な摂取による斑状歯の発生が知られているが、適量の使用によっては、虫歯予防にもなるとされている。

工業用としては、ガラス加工や電子工業などで使用されるほか、ふっ素樹脂などにも用いられる。

浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中に浮遊する粒径 10 μm (1 μm は 1000 分の 1 mm) 以下の粒子状物質。

微小なため大気中に長時間滞留し、肺や気管等に沈着して高濃度で呼吸器に悪影響を及ぼすおそれがある。発生源から直接大気中に放出される一次粒子と、ガス状物質が大気中で粒子状物質に変化する二次生成粒子とに分類される。

特に小さい(粒径 2.5 μm 以下) 粒子を PM_{2.5}* という。

※「微小粒子状物質 (PM_{2.5})」を参照

フロン

正式名称をフルオロカーボン(炭素とフッ素の化合物)と言う。そのうち、CFC(クロロフルオロカーボン)とHCFC(ハイドロクロロフルオロカーボン)はオゾン層破壊物質である。これらの物質は、化学的に安定で、無毒性・不燃性であることから、洗浄剤、冷媒、発泡剤等に広く使用されていたが、CFCは1995年末で生産が全廃され、HCFCは2004年に降生産量を削減し、2020年までには全廃されることとなっている。

HFC(ハイドロフルオロカーボン)はオゾン層を破壊しないため、一般的に代替フロンと呼ばれて使用されているが、PFC(パーフルオロカーボン)とともに、地球温暖化の原因物質であり、京都議定書での削減対象ガスに指定されている。

(ほ)

ほう素 (B)

主としてほう砂や灰硼石などの鉱石に化合物として、自然界に広く存在する。

工業用としては、ガラス原料やほうろう、陶磁器のうわ薬として使用されるほか、ほう酸として医薬品、めっき添加浴剤、防腐剤としての用途がある。

農産物に必須の元素であるが、高濃度の摂取により、嘔吐、腹痛、下痢をもたらす。

ポリ塩化ビフェニル (PCB)

PCBは、不燃性で絶縁性が高く化学的に非常に安定であるなど有用な物質として絶縁油、熱媒体、ノーカーボン紙、インク等の用途があった。しかし、カネミ油症事件の原因物質で、新しい環境汚染物質として注目され大きな社会問題となったため、昭和47年に製造中止となっている。

(ま)

マニフェスト制度

廃棄物処理法においては、不法投棄等の不適正処理を防止し、排出事業者責任に基づく適正な処理を確保するため、産業廃棄物を排出する事業者が、廃棄物の種類・数量や運搬業者名・処分業者名等を記載した管理票（マニフェスト）を交付し、廃棄物の処理の流れを自ら把握・管理することが義務づけられている。

家電リサイクル大阪方式・家電リサイクル法や自動車リサイクル法、土壌汚染対策法においても別途同様の制度がある。

(め)

面的評価

騒音に係る環境基準の改正（平成 11 年4月施行）に伴い導入された、道路に面する地域における騒音の評価方法。個別住居等ごとに騒音予測を行い、沿道における環境基準を達成した住居等の戸数とその割合により評価する。

(も)

藻場・干潟

藻場とは大型水生植物が群落状に生育する場所の総称をいう。また、干潟は海と陸の境にあって、満潮時に水没し、干潮時には干出する砂泥の堆積した平坦な場所。酸素と太陽光と栄養分が豊富であるため、多様な生物が生息するとともに、海水浄化に重要な役割を担っている。

アルファベット略語

APEC環境技術交流バーチャルセンター

(APEC-VC)

APEC加盟国・地域が、インターネット上に環境技術情報を提供し、交流するウェブサイトで、1995年のAPEC大阪会議において採択された共同プロジェクトの一つ。

日本では、翌1996年にAPEC環境技術交流促進事業運営協議会を設立、1997年にAPEC-VCを開設した。2005年、大阪産業大学内のNPO「オーエスユーアジア環境技術および先端技術交流支援センター」が同協議会の運営を引き継ぎ、現在に至る。

2005年7月現在、12カ国・地域がそれぞれAPEC-VCを開設しており、独自の環境技術情報サイトの構築とともに、APEC域内の環境技術情報をネットワーク化している。

BOD (Biochemical Oxygen Demand)

「生物化学的酸素要求量」を参照。

COD (Chemical Oxygen Demand)

「化学的酸素要求量」を参照。

FCV (Fuel Cell Vehicle) (燃料電池車)

燃料電池（FC）で発電しながらモーターを回して走行する自動車をいう。

燃料として水素を利用するので、通常の自動車のように排ガスやCO₂を出すこともなく、出るものは水だけで、騒音も小さいことから、究極のエコカーといわれている。

LED (Light Emitting Diode)

(発光ダイオード)

電流を流すと発光する半導体の光源であり、近年の青色LEDの開発・製品化により、現在では様々な色を再現する事ができるようになった。

また、白熱灯の約1/8の消費電力であり、かつ長寿命であるため、省エネルギーや廃棄物の観点からも、環境負荷の少ない光源である。

LEV-7 (Low Emission Vehicle -7)

(低排出ガス車)

一般に市販されているガソリン車、ディーゼル車及びLPG車の中で、「京阪神七府県市自動車排出ガス対策協議会」が、国の定める規制値より厳しいNO_xやPM等の排出ガス指定基準に適合すると認めた自動車をいう。

PCB (Polychlorinated Biphenyls)

「ポリ塩化ビフェニル」を参照。

PM2.5 (Particulate Matter 2.5)

「微小粒子状物質」を参照。

SPM (Suspended Particulate Matter)

「浮遊粒子状物質」を参照。

VOC (Volatile Organic Compounds)

「揮発性有機化合物」を参照。



情報提供窓口

環境情報プラザ

環境学習や自主的な環境保全活動に役立つ環境関連書籍（ビデオ・DVD など含む）の閲覧や貸出しのほか、インターネットによる環境情報の閲覧ができます。また、環境に関する会議、セミナー、実験などに研修室、小会議室、環境実験室をご利用いただけます。

- 電 話 06-6972-6215 ■ 利用時間 環境情報コーナー：平日のみ午前10時～午後5時
研修室・小会議室：平日午前10時～午後9時、土日曜日午前10時～午後5時
環境実験室：午前10時～午後5時
(休み：祝日・休日・年末年始)

- 所 在 地 大阪市東成区中道1丁目3-62 大阪府環境農林水産総合研究所内
(JR 環状線森ノ宮駅、地下鉄森ノ宮駅5番出口から徒歩5分)

- ホームページ <http://www.epcc.pref.osaka.jp/center/plaza/>

(財)大阪みどりのトラスト協会

みどりや自然などの情報提供を行っているほか、みどりのボランティアの育成、派遣も行っています。

- 電 話 06-6263-5480 ■ 利用時間 午前9時～午後5時45分 (休み：土曜日、日曜日、祝日・休日、年末年始)
- 所 在 地 大阪市中央区南本町2-1-8 創建本町ビル4階
(地下鉄中央線・堺筋線堺筋本町9番出口より北へ徒歩1分)
- ホームページ <http://www.octrust.jp/>

花と緑の相談所

花や草や木についての講習会、展示会を開催するほか、花と緑の相談を行っています。

(府営服部緑地都市緑化植物園)

- 電 話 06-6862-4957 ■ 利用時間 午前10時～午後5時 (休み：火曜日 (ただし祝日の場合は翌日)、年末年始)
- 所 在 地 豊中市寺内1-13-2 (北大阪急行緑地公園駅から南西へ徒歩10分)
- ホームページ <http://www.pref.osaka.jp/koen/introduction/index.html>

(府営大泉緑地)

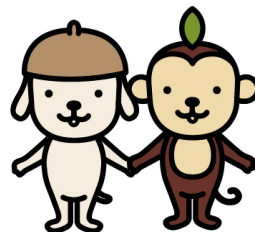
- 電 話 072-259-0316 ■ 利用時間 午前10時～午後5時
相談業務：午前10時～午後4時30分 (水、土、日曜日)
- 休 館 毎週火曜日 (ただし祝日の場合は翌日)、年末年始
- 所 在 地 堺市北区南花田町745
(地下鉄新金岡駅から東へ徒歩15分、JR 堺駅・南海堺東駅から南海バス北支所前下車、東へ徒歩12分)
- ホームページ <http://www.pref.osaka.jp/koen/introduction/index.html>

表紙について

「大阪府エコアクション」キャラクター 「モットちゃん」と「キットちゃん」

より府民の皆様にご親しみをもっていただき、一人ひとりの身近な行動である“エコアクション”を実践する契機をつくるためのマスコットキャラクターです。みなさんとともに今後の大阪の環境のことを考え、行動するキャラクターたちです。

モットちゃん(左)は「もっとみんなで」「もっとこうしたら・・・」など、いつも一つ上の視点で環境問題をとらえ、アドバイスをくれる。行動力は誰にも負けない元気なこね。



モットキットの
モットみんなエコアクション！
キットすばらしい未来が待っているよ！

キットちゃん(右)は、みんなが力を合わせればきっとすばらしい未来が待っていると信じて日々環境活動に取り組むおさるさん。頭のはっぱが風にゆれるといいアイデアが浮かぶ。

毎月16日は「ストップ地球温暖化デー」です。